

第五十一回 参議院商工委員会會議録第二十八号

昭和四十一年六月七日(火曜日)
午前十時二十九分開会

委員の異動

六月二日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

白木義一郎君

六月六日

辞任

白木義一郎君

補欠選任

鈴木 一弘君

六月七日

辞任

西川甚五郎君

補欠選任

吉武 恵市君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

村上 春蔵君

赤岡 文三君

豊田 雅孝君

柳田桃太郎君

近藤 信一君

井川 伊平君

大谷藤之助君

鈴木 亨弘君

近藤英一郎君

吉武 恵市君

宮崎 正雄君

阿部 竹松君

小柳 勇君

椿 繁夫君

鈴木 一弘君

三木 武夫君

通商産業大臣

三木 武夫君

政府委員

通商産業政務次官

中小企業庁長官

建設政務次官

建設省計画局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

日本国有鉄道理事

日本国有鉄道資材局長

参考人

全国中小企業団体中央会専務理事

株式会社成重建設社長

東洋能率工業株式会社社長

式会社社長

伊藤 正夫君

成重 光真君

稲川 宮雄君

小田橋貞壽君

仁杉 巖君

小林 正知君

堀本 宜実君

影山 衛司君

谷垣 專一君

志村 清一君

○委員長(村上春蔵君)

ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事會において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案について、午前中、参考人の方々から意見をお伺いして、午後政府に対する質疑を行なうことにいたしましたので、御了承を願いたいと存じます。

○委員長(村上春蔵君)

ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事會において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案について、午前中、参考人の方々から意見をお伺いして、午後政府に対する質疑を行なうことにいたしましたので、御了承を願いたいと存じます。

○委員長(村上春蔵君)

ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事會において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案について、午前中、参考人の方々から意見をお伺いして、午後政府に対する質疑を行なうことにいたしましたので、御了承を願いたいと存じます。

○委員長(村上春蔵君)

ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員長(村上春蔵君) 衆議院送付の官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案(閣法第一四二二号)を議題といたします。

ただいま議題とした法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として、全国中小企業団体中央会専務理事稲川宮雄君、株式会社成重建設社長成重光真君、東洋能率工業株式会社社長伊藤正夫君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

お三人の参考人の方々にすでに御出席をいただいておりますので、これから順次御意見を伺いたいと存じます。その前に、参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々に、御多用のところ、当委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員一同にかわって厚くお礼を申し上げます。

御出席の皆さま方から、本法案に対する御意見並びに官公需の現状と問題点につきまして、御忌憚ない御意見を御開陳を願ひ、当委員会の参考に資したいと存じます。

なお議事の進め方について申し上げます。まず初めにお一人十分程度で御意見をお述べ願ひまして、そのあとで、委員から質疑がありました場合にはお答えを願ひたいと存じます。

それでは、まず稲川参考人をお願いいたします。

○参考人(稲川宮雄君) 稲川でございます。

日本におきまして中小企業対策は、きめのこまかい対策が非常にたくさん講ぜられておりました。その点では私は世界どの国にも比類のない中小企業対策の国であるというように平素から考えておるのでございますが、ただ、その中で外国で行な

われておりまして日本で行なわれていない対策の一つに、この官公需の中小企業向けの発注問題がございます。したがって、私もこの問題に

しては、かねてから中小企業に対する官公需の発注政策を強化していただきたい、そのための法律制定を強く要望してまいりましたのでございます。今回社会党、民社党とともに、政府提案によりましてこの官公需法が国会に提出されましたことは、私も多年の要望でございまして、感謝にたえない次第でございまして、したがって、この法律

につきまして、私も全面的に賛成でございます。その内容につきまして、賛成でございます。特に

から特に申し上げることもございませんが、特にして申し上げるならば、この中におきまして、この官公需を中小企業者の組合に発注するとい

う道を開いていただいたということは、非常に適切な方法であるというように考えるのでござい

ます。中小企業対策を振興する上におきましては、やはり中小企業者の組織化ということが必要でござい

ますが、その組織を強化するためには業者の自覚が必要であることもあろうとありますが、何といたしましてもこの組織を強化するための政策、つまり魅力をおかけいただくということが非常に必要であるというように考えておるのでござ

いまして、この官公需というものを組合単位に発注していただきまして、それを組合に配分していただくという方法が強化されますならば、組合の組織化ということは非常に強化されるという意味にお

きまして、私もこの組合を取り上げていた

いたという点については特に敬意を表する次第でござい

ます。その他の点につきまして、部分的に問題がないわけではございませんが、要は運用でござい

まして、どんななりっぱな法律ができました

ても、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

なければ空文に終わるわけではございますから、問

題は、その精神を体して官公庁がやっていたか

題はこれからの運用であると思ひます。したがうして、この法律を基礎にいたしまして、今後中小企業者に発注の機会を大いに増大していただく、そういう方向に進み得るようないろいろな施策をぜひ行なうていただきたいということが、この法律に関連いたしまする要望でございます。それ以上この法律の内容につきまして特にこの点はいふこともないでございます。

この機会に、この官公需の受注の現状と問題点なり、あるいは国会、政府等に対する要望を申し述べようといふことでもございましたので、これに関連いたしまして二、三の点を申し上げたいと思ひます。その第一点は、これは中小企業に直接発注される場合ではございませんが、国等から大企業に発注のありました場合に、その代金は現金で支払われる場合も相当にあるわけでございますが、大企業はそれを現金で受け取りまして、これを下請に再発注する場合に手形の延べ払いといふのが非常に多いのでございます。因から現金で受け取っておきながら、下請、中小企業に對しましては延べ払いであるという点、これはなほ遺憾であると思ひますので、こういうような点を何とか是正するような方策をこの際お考へいただきたいというのが要望の第一点でございます。

第二点は、分離発注といふか分割発注と申しますか、一つの発注におきまして、できるだけこれを分割して発注していただくという方法をもつと請じていただくという点でございます。これはいろいろ都合もあることではあります。それから、そういう場合もございまして、よりけれども、なるべくならば分割発注していただければ、やはり中小企業が受注を受ける機会が多くなるのであらうといふように考へるのであります。特に電気工事などにつきましては、やはり保安その他の関係もございまして、特に電気工事関係業者に直接発注していただく、こういうような方法が関係業者としては非常な希望になっておるのでございます。

第三点は、組合の一括発注の問題でございます。先ほどこの法案にこれが入っておりますことは非常に私どもの意を強くするところであるといふことを申し上げたのでございまして、しかし建設業法などにおきましては、一括受注いたしましたし、これをそのまま下請に出すということを禁止いたしまして、別に協同企業体をつくらせると、こういうような方法が行なわれておるのでございますが、これは組合を活用するといふ今回の法律の趣旨に反する点があるのではないかと、どちらの法律が優先するか問題があると思ひますけれども、少なくとも組合に一括発注いたしまして、組合自体はその仕事をやるわけではございませんで、これをさらに組合員に委託をしていくということになりますと、いまの一括下請といふことの禁止の条項に抵触いたしまして、組合単位に発注することができないと、こういうことになりまして、この辺の道をひとつ開いていただきたいといふことを考へるのでございます。これには特認事項もあるようでございますから、ぜひ、せっかくの組合でありますから、組合単位に活用していただきたい。測量法におきまして同様の規定があるようでございます。測量関係につきましてもやはり組合単位の発注ができない、こういう現状になっておりますから、ぜひこういう点の配慮をお願いしたいと思ひます。

それから、この建設業に関するところでございますが、建設業につきましては専門家の方から後ほどお話がございしますので、私から申し上げるのもどうかと思ひますので、建設業におきましますこの官公需工事の単価が非常に低い。これは失業対策事業における賃金単価を基準にして定められておりますために非常に単価が低い。実情に合わない単価になっている。そういうものは受けなければいいではないかと、こういうお話があるかと思ひますけれども、やはりお互いの競争が激しいために、無理であるといふことを承知しながらこれを受けるを得ない、こういうような問題があり、そういうものは大企業のほうはあま

り取らないのでございます。ほとんどが中小建設業者がそういう工事を請け負う、こういう関係になつておりますので、この単価が失業対策事業の賃金を標準にするといふような点はぜひ改めていただきたいというのがかねてからの要望でございます。

次の問題は、この官公需の問題に直接の関係はないのでございますが、官公庁の民業圧迫と申しますか、たとえば刑務所等におきまして印刷業などをやっておりますが、刑務所が印刷をやるといふことは、これはやむを得ない点があると思ひますが、その単価が不当に低い。したがうして、市価を圧迫し、市場を乱す、こういうような問題もございまして、これは官公需そのものの問題ではございませんが、関連いたしましてそういうような点につきましての御配慮がいただきたい、こういうふうに考へるわけでございます。

その他にもあらうかと思ひますが、一応私どものほうにいろいろ申し出がありました要望事項は以上のとおりでございます。何とぞひとつ格段の御配慮をお願いいたしまして、私の公述を終わりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(村上善蔵君) 次に、成重参考人にお願いたしました。

○参考人(成重真君) 私は約三十年ばかり零細な中小企業者として建設業に携つておりますが、乏しい資本力の中小企業はいつの時代でも大企業の下積みとなり、経済的にはしわ寄せされまして、苦難の道をたどつてきておる者であります。ことに、この機会に、一昨年下半年期以来の全国的な不況ではあります。北九州地方は、もちろん国鉄なりその他の官公需の官公需なり、あるいはその他筑豊炭田の開山、八幡、小倉の両製鉄所の減産等に伴ひまして、大部分の中小企業者はこれらに依存しておりましたので、いまでは全く倒産に次ぐ倒産のような不況を招来しておるの、御承知のとおりであります。こうした全国的な不況の中小企業者に対する問題は、最近最も重要な課

題として議会なり、また政府当局におきましてもいろいろと御配慮をなされましております。点につきましては、私どもは深く感謝をしております。特に、今回提案されました官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案につきましては、私ども中小企業者として全面的にこれは賛成し、また大きな期待と喜びを持つものであります。本法案が提案されますまでの各党の御努力なり、また政府当局に対しても、私どもは深く感謝の意を表しておきます。

本法案につきましては、すでに衆議院におきまして、各党共同修正がなされまして政府案となり、本院においてたゞいま御審議の過程にあると存じております。で、法案の内容につきましては、それぞれ目的なり、定義なり、契約の公表なり、各省庁の義務、契約の特例、あるいは実績の報告とか勧告、政令への委任、通して見ますと、附則として、中小企業者に対するその発注を確保する措置を講ずることにより、中小企業者の事業活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発達に資するといふのが御提案の大体の趣旨のようになつております。わが国経済の健全な発達を見るためには、どうしても中小企業の振興がきわめて重要であることは論をまたないことと思ひます。もとより政府におきましても、中小企業への融資であるとかあるいは合理化、近代化、高度化など鋭意推進され、中小企業の事業活動を一そう振興するため努力をされておることは周知のとおりであります。が、去る三十八年に公布されました中小企業基本法第二十条に示す法の精神を、私どもは深く解明するならば、中小企業の育成振興について、あるいは官公需等の問題ももつと早く何らかの具体的な対策が講じられなかつたかと私どもは考へるのであります。いまや全く中小企業は大企業の圧迫、かつまた最近におきましては、中小企業の私どもが従来やつておつた範囲といひますか、あるいは限界と申しますか、そういう末端にまで大企業が進出して、中小企業を脅かし、この不況下では、中小企業は、全く建設業においては受注確保のできない深刻な

苦難な時代を招来しておる状態であります。このときあたり本法案が提案されましたことは、最も私どもは時宜に過ぎたことと喜びにたえません。いずれはこの法案も十分審議を尽くされまして、可決実施されることを信じておりますが、本法案提案理由説明のとおりに、法の精神が十分末端官公署の窓口関係者に周知徹底を期して、最も有効適切にこの法案が適用されることを期待してやみません。

しかしながら、従来中小企業育成振興の問題に關していろいろ各種の対策が講じられておりました。たとえば各種の融資機関の設置であるとか、あるいは協同組合の結成、指導、共同受注、共同作業、特に下請業者への支払い遅延防止法等の法制化、あるいは指導はされておりましたが、現実には決してその効果はあらわれていないと私どもは考えます。依然として中小企業は残念ながらまさに瀕死の状態にあると言つてもあえて過言でないと考えます。

したがって、本法案実施に對して、しいて希望と意見を申し上げますならば、第一に、具体的に抽象的で、具体性に乏しい点があるのではないかと私どもは考えられます。第二には、官公需を中小企業者によく認識させるということでは、中小企業者でこの官公需に対する理解がまだまだ乏しい点があると考えます。第三点は、官公需と中小企業者との意思の疎通の徹底が従来は欠けておるよう

に考えます。第四点は、政府は事業協同組合結成を推奨しておりますが、なかなか現在の中小企業のいわゆる組合結成というところは困難ないろいろな難点がありますが、具体的には省略します。第五点には、大企業と中小企業への発注の境界を定めて、その格差をできるだけ縮めるということが願わしいこととあります。第六点は、地方公共団体と地方中小企業との連絡の緊密な確立が必要であると考へます。第七点は、中小企業に對する官公需契約高等を私どもはもう少し明らかに具体的に示していただきたいと思つております。以上述べましたことを要約しますと、少しこれ

は飛躍した意見になるかとも考えますけれども、私どもは簡単に考へて、中小企業をどうすれば育成振興できるか、こういふことを考へたのでありますが、それは中小企業が完全な組織をこれから私ども自身がつくつて、そうして官公需の受注、入札等の資格を大企業並みにその組合の力によつて認めていただくようにしなければならぬのではないかと考へておりました。

第二点は、大企業の下請をする中小企業に對する支払いの点であります。先ほども申されましたように、今日の状態は、実際は中小企業者に對する支払いはほとんど全部といつていくくらいに、大企業においては現金を官公需においてもらつても、中小企業者には手形延べ払いが現状であります。私どもは少なくとも月に三千万や五千万のそうした関係の仕事もしておりますが、ほとんどが手形でありましたために、年間を通じて最低五百万円や一千万円に近い手形の割引料を払つておるものが現状であります。こういうことでは、これはどうしてでも中小企業の成り立つ道理が私どもは乏しいと考へます。

第三点は、従業員、稼働者に対する確保の点であります。一番悩みの点は、中小企業者があるいは高卒、中卒等の青年を雇入れて一生懸命に訓練をし、仕事を教へ込んで、これがどうやら間に合ふように、三、四年して一人前になりかけると、あるいは福利施設、厚生施設、あるいは待遇、給与等が非常に大企業との格差があるために、優秀な者はほとんどその方面に流れ、引き抜かれていくというのが現状であります。こうした中小企業は、いわゆる稼働者、労働者の確保に關する点を何とか法的根拠に基づいて掌握しておくことができないものであらうか、こういう点を私どもは痛切に感じておるものであります。いろいろありましようが、その他中小企業の受注の確保について、地方公共団体をもっと適切に指導していただかなければ實際は、ことわざでいうならば、親の心子知らずと申しますか、なかなか法案等においては理想どおりにできておりますが、実際に地方

の官公需において、こうした親心が末端に通じておるかといふことを私どもは疑問を持つのであります。したがって、地方公共団体の適切な指導をしていただきたいと念ずるものであります。その他中央、地方におけるところの官公需確保対策について、いまだ具体的な機構の整備が必要ではないか。あるいはまた、中小企業者に對して官公需契約手続とその方法の指導、残念ながら零細な中小企業者にはほとんどそうした人手を持たないために、官公需等の発注があまりましても、あるいは公報等を見るのを忘れて、しまつたと、あとで気のつくのが多いのであります。こういう点につきましては、中小企業者に対する周知徹底の方法が考へられなければならぬのではないかと考へます。最後に、これを機会にお願い申し上げておきたいことは、政府におかれましては、建設公債七千三百億のうち、公共事業費に今年度上平期においては六割五分程度を消化したいという御意向のあるように展開してあります。これらをすべて大企業に偏向することなく、中小企業との格差がでるだけ縮まるように格段の御配慮をお願い申し上げます。私の意見の開陳を終わっておきたいと思ひます。(拍手)

○委員長(村上春藏君) 次に、伊藤参考人にお願ひいたします。

○参考人(伊藤正夫君) 私はスチール家具、と申しまして、特に役所でお使いになる机とロッカー、いす、そういった事務器関係の販売をいたしておるものでございます。少々私事になつて恐縮ですが、私は昭和十六年に学校を出まして、役所に九年ほどおりました。その後他社におり、この業界に入つてからやつと十年ぐらいでございます。この間、特に役所の関係に出入りをさせていたたくべく、中央官庁、公共企業体、その他政府機関と名のつくところはくまなく歩きました。現在のところ中央官庁及び政府機関等に対する、いわゆるこの法律でいってあります国等の窓口を開いて登録をしているところが二百四十カ所ばかりございまして、約十年間、雨の日も風の日も、暑くて

も寒くても、覆け間はちろん、その企業体の存在する都内近県をきょうまで歩いておりましたが、今回この法律が制定されるにあつて、何か私たちに精神的なバックボーンができた、非常に力強く考へておる次第であります。

私は、前お二方の参考人からいろいろと大所高所からの御意見の発表がございまして、また、重複するようなことを申し述べてもどうかと思ひますので、この法律は、やはり私たちの実際の体験から申しますと、会計法といひますか、予算決算令の一部でも何か改正をして、もつと具体的に何とかならぬものか、そうしてこれが実施になりまして、なかなか具体的に困難な――實際私たちが窓口を歩き、受注を受けるにあつて、この法案の精神はよくわかりますが、さて、具体的にどのように運営されるかといふことを非常に懸念するものでございまして。それから、この官公需の受注を受けるのに對して、私たちはやはり役所出入りをさせていたたくのに、まず登録の申請の事務がございまして。現在のところ審査の等級は三段階のABCに分かれておりましたが、私たちのような企業はどうしてもCクラスといふことになりましてと申します。したがって、大きな入札といふのはAクラス、その次がBクラス、そしてCクラスといふのは三千万以下とか、そういうようなランク制になつておりました。窓口を開いても、一、二年一生懸命苦勞して歩いて、なかなか見積りに参加していただけない。あるケースになりまして、登録をして三年も通つておりますけれども、まだ一度も入札はおろか、指名入札はおろか、見積りにも参加できないというような現状でござい

ます。第三点は、私たちに非常に關係が深いと思ひますが、これは非常に具体的にむずかしい問題と思ひますが、運用については、各省各庁において特に御留意をいただきたいことをお願いいたします。そして、本法案が給にかいたおもちにならぬように、特にお願いをしておきたいと思ひます。それから第四条の、「中小企業者に関する国等の

契約の方針の作成等」ということになり、私たちがいろいろ窓口の係官の義務とか努力の規定のみでは、何かこうしたよりにならない、信頼度が薄いようにこれは思われてなりません。これの予算の実行にあたっては、事務手続——事業の目的等から購入の目標をつくっていただいて、国として一本化し、これを達成するための施策の方向を基礎づけていただきたい。現行の官公需の発注の現状をよく把握して、これに即した方針を樹立しないと効果があらわれないように思われます。たとえばデパート等に発注をいたしますと、電話一本で何でも間に合う、そうして経費の節約にもなりますし、事務の簡素化、能率化にもなると思います。それがまた工事関係におきましては、大企業に発注をいたしますと、まあ安心感もある、納期その他の点についても心配がないということになっているようですが、それを幾つかに、あるいは何社かにやらせるというふうな係官の事務手続になりますと、非常に複雑となり、不能率になることはよくわかります。わかりますが、これではこの法の精神に沿わないのではないかと思います。そこで、やっかいでも、少しは官庁事務が複雑になっても、一部は地元業者に加わらせるといふようなことをお考え願いたいと思います。特に私たちのスチール関係の業界では、入札、見積もり参加に、私たちの専門の商品であっても、デパートのみしか呼んでいただけないというふうなケースもつい最近ございました。

それから次に五条、六条は、別に私たちにあまり関係はないと思いますが、第七条については、私たちは近在の県市のはうも担当しておりますが、やはり先ほどどなたか申し上げましたように、地方公共団体に対しても国が何とか、運用面で国と同じように強力な行政指導をしていただきたいということをお願いいたします。

それから官公需の受注の現状と問題点ということになりますと、先ほどお話ししましたように、この一、二年間は経済界の非常な不況によって、私どものような小さな業界はその影響を特にひどく

受けまして、各メーカーには在庫が非常にたくさんございます。それで資金繰りにも困って、ここ三年ぐらいの間に約五、六十社同業者が倒産をしております。それでこの民間需要を何とか官公需でカバーしようということで、各メーカーあるいは大企業あるいは小企業が、官庁、企業体に押しかけたために非常な過当競争となりまして、利益率がだんだん年々とも低下をいたしまして、最近では官公需受注は五、六割ぐらいの利益しか見れないような現状となっております。

最後に、これは国会、政府に特に要望する事項と言ひましても、お二方のほうでいろいろと申し上げておりますので、私が実際身をもって体験していることを一つ二つお願いして終わりたいと思いますが、先ほど申しましたように、大企業とかデパートに発注すると、官庁の事務は簡素化されますが、この中小企業保護育成の見地からこのようなことを、要するに役所の事務は少し複雑になってもまあ少しは犠牲にして、私たちが汗みどろになつて、くつろぎ打ちもしながら歩き回っておるその誠意と努力を認めていただいて、本法のこの施行にあたっては、特に窓口の係官の指導と情熱によって、ぜひ何とか私たちのような小さな会社にもその努力と情熱の分け前をいただきたい、このように思っております。

それから、この官庁関係に出入りするのについて特にぜひお願いしたいと思つて、まあ行つた先の役所あるいは総理府、防衛庁関係の係官、課長にもときどきはお話をしておりますが、まず官公需を受けようとしたとき、窓口を開く、それには登録申請書というものを毎年一回書きかえをして出す、新規登録あるいは更新と二つに分れておりますが、これがまた非常にやっかいでございまして、人手不足と、それから経費の関係でなかなか見落としをしたり、時間に間に合わなかつたりして、せっかくの仕事の糸口をむだにしてしまふようなことも多いのです。この一番合理化されておるのは、総理府の官房会計課長に一通の申請書と付属書類を出しますと、それが行管、科学

技術庁、あるいは委員会、内閣、宮内庁といったように十七カ所に一カ所で通用するのです。ところが、防衛庁となりまして、調達実施本部——調本にあり、また海軍にあり、陸軍にあり、空軍にあり、防衛施設庁にありといったように、防衛庁だけでも練馬にあり、松戸にあり、大宮にあり、あるいは富士学校にあるということになりますと、防衛庁だけでも三十カ所ぐらいになってきます。それと同時にその提出期日と内容の様式——フォームです。これが各官庁、総理府、防衛庁を除いて全部個々ばらばらで勝手なんです。そうして、またあるところでは二月十五日が締め切り、あるところでは三月十五日が締め切り、あるところでは六月十五日なんという切りかえもございまして、それと同時に、ここに資料をお持ちしておりますが、役所に登録するのは、大体自分の会社でやつて一件七百円前後、それは申請書と付属書類のお金だけなんです。ですから、作成する努力、電報賃を入れますと、一件千円ぐらいかかります。私のところで大体二百カ所やっておりますから、毎年二十万ぐらいの登録更新に費用がかかるわけなんです。ですから、これをやはり経済官庁は経済官庁、労働省、文部省その他とか、これを官庁を四つぐらいに分けていただいて、ブロックにしたいと、そうしてその出先、大蔵省の事務局は大蔵省本省に登録すれば、国税庁も関税も東京国税局も全部通用するといふような、何かそういった面の合理化ができれば、中小企業者にとって非常に経費も節約できて、その努力と経費を営業に向けられるといふようなことがございまして、ぜひこれをひとつブロック別の登録審査ということを御考慮願いたいと思います。

それからもう一つ、これはどうかと思いますが、調達係官が半年か一年でかわつてしまふので、大企業でマスコミに乗せてPRをしているところは、ああそうかというところはわかりますが、私たちのような二十人ぐらいでやっている会社では、会社の状況から、過去の実績から、いろいろと係官

にお願いをして、ようやく認識を得て理解をいただいて、まあ次には見直しに呼んでいただけたらうという一つの希望を持っております。しかも四人おる係官が半年ぐらいでみなかわつてしまふ。そうするとまた振り出しに戻って最初からやり直す、そういうことがやはりランク制を実施しております官庁の発注に対しては、いつまでたつても小さい会社はCであるということで、なかなかBになれません。私のところも約十年でAにもなっていない、Bにもなっていない状態でございます。これは実際の事務のことでございまして、こういう係官の異動を、できればベテランを一人くらいは残していただく、三、四年は残していただけておくという人事異動も、やはり考慮に入れていただければ、この法案の具体的な実施についても、何とかその係官が長くおれば、情熱と指導力も自然とできてくるんじゃないかと、このように思います。

長くなりますが、続きまして、終わりにこんなことを申し上げると先生方にしかられるかもしれませんが、法律をつくるときは非常な努力と情熱とを、そして惜しみない時間を投入して、そして国会を通過して成文化されるのですが、私たち末端の仕事をしている者には、この法律があととどのようにならぬから実施をされて、たとえばこの本法におきまして、どこから実施をされて、まず具体的にどんな段階からどんなふうになつておるのだからということは、さっぱりわかりません。ですから前にも申し上げましたように、どうか立法化されて以後も、先生方、所属長官、衝に当たつて、そしてこの法律がよりよき歩みでなく、地にどしどしついて前進をされるように特別にお願いをして、私の公述を終わらせていただきます。

(拍手)

○委員長(村上春蔵君) 以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

それでは参考人の方々に對して質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○豊田雅孝君 稲川参考人にちよつとお尋ねしますが、組合発注、今回明記されてまことにけつこうだということ、まことに御同感であります。それについては、組合発注を確保するのにはどういふ方法をとることが一番いいというふうに考えておられるか、これについて御意見を承っておきたいのであります。というのは、現在でも組合発注は受け得るようになっておる。たとえば指名競争入札などにも参加できるようになっているといふが、実際指名競争入札に参加できなかったり、あるいは隨意契約の対象にはできないというのが実情になつてゐるのですから、この面においてどういふ方法をとったならば、組合受注体制というものがほんとうに実行可能か、こういう点についていろいろとお考えを承つておられれば、その点を明らかにしておいてもいいと思ひます。いすれ午後われわれは政府委員に質問をしますから、そのときにこれらを基調にして、十分に具體的效果のあるようにしたいと思つておりますから、その点は特に承つておきたいと思ひます。

○参考人(稲川宮雄君) 組合を活用する方法といふことは、まず第一番に国の、つまり官公需を発注する側におきまして、組合を利用する面における御理解、御認識を深めていただくということがまず第一だろふと思つてあります。従来、豊田先生から御指摘がありましたように、組合におきましては、競争入札でなく隨意契約ができるという会計法の關係になつておりましたけれども、ほとんどこれが活用されていまいというところは、一々大蔵大臣の協議を要する、こういうわずらわしい手続がありましたために、これが活用されなかつた一つの理由であると思つておるのでございますが、この点は今回改正になりまして、大蔵大臣の協議は必要がなくなつたといふことでございしますが、しかし先ほども工手法なりあるいは測量法について申し上げましたように、組合といふものを活用しないというふうな態度になつて

おるということが一つの問題でもございますから、ぜひそういう点の改正をお願いし、またその他の官庁におきましても、中小企業の組織化ということ、あるいはまた個々に発注いたしますのは、手続あるいは手数料等においてわずらわしい点がありまゝです、それを省略する、合理化するという意味におきましても、組合組織といふものを活用するといふ方向でものを考えていただくということが第一の要件ではないかと、こういうふうに思つてございします。しかしながら問題は、やはり受け入れまゝのところの組合側にもあると思つてございまして、せっかくそういう制度ができたとしても、よくその制度を知らないとか、あるいはこれを知つておつても活用しない、こういう点がございしますので、今後組合の十分PRをいたしまして、組合が率先してこの制度を利用するように持つていかなければならない。また組合自体の体制におきましても、共同の受注になるものでありますから、どうも責任体制がはつきりしない、こういう欠陥もございしますから、共同の責任体制といふものを組合においてとるような、そういう組合の内部機構といふものを改めていく、あるいは検査機構といふものを充実いたしまして、組合が責任を持つて、納めたものにつきましては支障のないように、そういう検査機能を高めていくとか、あるいは納期の厳守、また規格の統一というやうな面におきましても、組合側がその体制を整備していく、あるいはまた信用の点につきましても、組合におきまして、そういう受注をする場合には共同の責任のとれるような、そういう共同の信用制度と申しますか、あるいは保証制度と申しますか、そういうものを確立するやうな、そういう組合の行政指導も必要ではないかと、こういうふうにご考慮しておる次第でございします。

○小柳勇君 いまの質問にも関連するのですが、協同組合あるいは企業組合の結成といふものが政府の方針でも強く叫ばれてゐるわけですが、今度の法律で組合が受注できるというやうなことであります。組合結成についての指導ですね、たとえ

ば中央会なり、あるいは中小企業庁なりが組合結成について相当指導いたしませんと、なかなか組合が結成できないのです。あるいは私どもがたとえば建設業者三十社なり四十社にすぐ集まつていただき、そして懇談会を開き、それでは組合をつくらうじゃないかといふことで別れると、あとだれも音頭をとる人がいない。大企業はほとんど大きくなつていくが、中小企業は組合のできないためにじり貧でいくという現象をとつてゐる。この壁をぶち破らなければならぬのですが、稲川さんのほうではどういふ指導をしておられるのですか。

同時に、企業庁長官見えておりますから、長官としてはこの法律を受けて、あるいは通産大臣のごときの施政方針、政策、施策を受けて、どういふふうに指導されていくか、答弁を願ひます。

○参考人(稲川宮雄君) 組合の結成指導は、私も各府県の中央会が専門のようによつて担当しております。最近におきましてはこの法律ができました。当時のやうなことはございせんけれども、着実に組合の設立数はふえてゐるのでございまして、またできました組合も、睡眠組合といわれるやうなものは最近ではほとんどございせん。着実に組合はできておる。その組合の設立につきましても、各府県中央会におきまして一切の手続をお手伝いする、こういう方向でお世話をしておりますので、無理やり組合をつくらせるということではございせんけれども、そういう御希望のありますものにつきましては、十分お世話をする体制をとつておるつもりでございします。

ことに、この官公需法といふものができまして、組合といふものをこの方面において活用する道が開かれますならば、その面における組合の結成促進指導といふものに一段と力を入れてまいりたい、こういうふうにご考慮しておる次第でございします。

○政府委員(影山衛司君) お答え申し上げます。私どもは、組織化でございまして、組合を中心にしたしまして、力の弱い中小企業の人たちが團結

の力によつていろいろと近代化、合理化、あるいは地位の向上といふことをはかつていくといふのが大きな方針でございします。だが、なかなか現実の場合におきまして、中小企業者が團結をし、組織化をするといふことにつきまして、先生御指摘のとおり、元來非常に中小企業者の意識といひますか、そういうものがまだ足らない点もございまして、非常にむずかしい点もあるわけでございします。これは中央会がそういう組織化のために専門の指導をやつていただいておりますので、そういうところを中心にしたしまして指導をいたしていきたい。ただ、その場合に、そういう組織化をいたします場合の指導者といふものが非常に大事でございします。その、そういう組織の場合の指導者の訓練といひますか、そういう者の養成といひますか、あるいは中央会の研修、あるいは指導センターの研修といふやうなものを進ましてやつていく。それからもう一つは、やはりそういう組織化に乗りやすいといふために、組合員に対するいろいろと助成策を講じまして、そういう組合員に對してインセンティブを与えるということが必要である、そういう方針でやつてまいつておるわけでございします。

○小柳勇君 お三人の参考人から非常に有益な御意見がございましたが、お三人ともおっしゃいましたことは、地方公共団体をもう少し指導してもらいたいという意見で、三人とも同じやうな意見であります。けさいただきました中小企業庁のこの資料を見ますと、調達金額にいたしまして、調達件数にいたしまして、官庁、公社、公団よりも、都道府県市のほうがいいわけですが、数字の上からは、これはまあ地方の中小企業の皆さんは地方公共団体にいけい接触されますから、そういう感じを受けられるのではないと思ひますが、三人ともそういうお話がありましたから、稲川参考人、この点もうちよつと実績があれば、それをお話、お教えを願ひたいと思つておりますが……。

○参考人(稲川宮雄君) 私の考えますのは、やはり中小企業者は単位も小さいわけでございますが

ら、どうしても中央官庁に結びつく機会というものが少ない。したがって、実績におきましては、数字にもあらわれておりますように、地方公共団体の受注が従来多かったものであります。しかしながら、やはり地方とは中小企業は密着しておりますし、もう少し地方公共団体が特に中小企業を見てもらってもいいのではないかと、もともと、実績から申しますと、確かに現在でも地方公共団体のほうが多いのであります。中央官庁ももちろん必要であり、また地方の業者が中央に結びつくことがなかなか困難であると、そういうような点で、実績の点ではまあ少ない。そういう感じを持っておるわけでございます。

○小柳勇君 成重参考人に一点御質問いたしますが、大企業に比べて中小企業が受注が困難であったとすれば、その一番大きな理由はどこにあり、ところにあるのか、私が考えるところでは、たとえば発注価格が安過ぎるか、あるいは技術や品質が中小企業は悪いからとか、あるいは施工や性能、期間が間に合わないとか、いろいろな点があると思うのであります。大企業に比べて中小企業が非常に受注が困難であったとすれば、その理由をどういふふうにお考えでありますか。

○参考人(成重光真君) たとえば官公需等に対して中小企業が常に大企業に対して劣勢であるとか、立ちおくれしておる、そういう点は、まず第一に技術面の官公需に対する信頼感の程度もありましょうし、大体がそういう指名入札の資格の問題、先ほどありましたお話のように、いつまでたっても私たちCクラスあるいはそれ以下の業者では、官公需に対する指名入札の資格をとり得ないというのがある、それからなお人的問題において、大企業等はあらゆる所なり支店を置いて、常にそういう方面との連絡が、中小企業者とは全然格段の差がある、緊密なそういう官公需との連絡がとれている。そういうこともありましょうし、

それから技術面の信頼感の程度もありましょうし、したがって、これからそういう点を打開するということについては、やはり何らかの方法を講じて私たちが反省して、そうして強固なるそういう組合をつくっていく。先ほどお願いいたしましたように、組合をつくった以上は、その組合を直ちにそういうAクラスなりBクラスに格上げしていただく。そうしてそういうものの指名なり入札に際して参加させていただきたいということをお考えなければならぬと思っております。現状においては、先ほどご参考人のおっしゃったように、三年あるいは五年たちましてもCクラスだと、三十万円とか五十万円のそういう仕事を一年に一回か半年に一回もらったのでは、これはとても資格だけでもらつておつても、今年度一年間は仕事のほうは全然皆無だったというようなことを私たちは繰り返しておるのです。そういうことでは、これはいつまでたつてもBクラス、Aクラスに昇格することは不可能であります。そういう点は実際の仕事の技術の面、あるいは能力の面、あるいはそういう会社の資金の問題、そういう点がある程度に達すれば、やはり何らかの方法を講じて、そうして仕事の問題について配慮願わなければならぬ。それでその資格をとるために、やはりどうしてもしようとした組合の力でもあれする以外にないと思っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、中小企業者の組合の結成というものはなかなかこれは困難であります。私たちはいろいろそういう組合をつくつておられますけれども、商工中金の金の融資を受けようとする組合に加入しておるものでなければ融資をしない、こういうことがありますので、仕事をとるよりも、むしろ窮乏した場合の運転資金借入れのために組合をつくらなければならぬというのがある、いまでは精一ぱいのところでありまして、仕事をとるよりも、あるいは手形決済のために、どうしてもこの月には仕事がないのに金が必要、そういう場合に商工中金の金でも——普通銀行はそういうことは当然私どもの借り入れ相手の対象にはなりません。かりに三百万

円普通銀行から金を借りようとするれば、少なくとも三分の一の百万円は定期預金をして、あと二百万円に對する根拠担保を置かなければ、三百万円の手形割引をいたしません。ですから、私たちがかりに最近では五カ月、六カ月以上の手形を大企業からもらいますが、そういう手形を持つていても、もし割引いたときにそれが月重なれば、あるいは三月か半年の間に三千万や五千万円の優に割引のワークをオーバーいたします。そうすると銀行はそれは割引しません。したがってそれは地方におけるいわゆる手形割引金融業者に五分も一割にも近いような割引料を出して、窮乏した場合には割引かざるを得ぬような状態でございます。こういう場合に商工中金等は比較的組合をつくつておれば、組合の保証によつてそういう金融も割引もしてくれまして、ですから協同組合なり、そういう業者の私たちの組合をつくるというその前提として、何かそこをやっぱり組合に入つたためにこういう特権があるとか、優位な何があるとか、恩恵があるとかいうようなことではない、ただ官公需をもらうために、資格を得るために組合をつくろうじゃないか、そのために会費、費用を出してあれしようじゃないかというふうなもので、熱心にお世話をしてくださる人がないのですから、そういう組合の結成がなかなかできない。ただ九州あたりで商工中金あたりの金を借り入れる場合に、組合員でないといふ貸さないという商工中金の代理店の前提条件がある。したがって商工中金の金を利用しようとするれば、それは窮乏して資金に困ったときの対策のための組合の結成で、官公需等の受注を目的とするような組合をまたつくつておりません。それからひとつ、法律ができれば、ぜひその組合をつくれば、その組合に大企業並みの一つの資格を与えていただいて、入札なり指名にそういうものが加わることができるといふことになれば、私たちは率先してひとつ組合を強固につくりたいと思つております。

○小柳勇君 建設省には後刻質問しますが、中央大手の建設業者、たとえばAといたしますと、それが東京辺だったならばその本社がやります、九州や北海道になりますと、その出張所なり支店がやっております。そうするとその出張所、支店はそれほど大人数いりませんから、ある技術屋とそれからその地域のB級、C級の建設業者を使つて仕事をしようとするのですが、その場合、これから組合を結成して仕事をやる場合、中央大手メーカーにも匹敵できる仕事をやるのだという、そういう信用なりあるいは主體的にはみずからの自覚がないとこの法律は生きてこぬわけですね。そういうことについて、特にこの九州——成重さんは九州でありますから、その中央大手のA級のメーカーが出張していつて向こうでやる仕事と同等の仕事をする組合でもやるのだ、ひとつそういうことに対する見解を聞きたい。これは私はあとで建設省に中央大手メーカーが出張所を持つております、あるいはB級、C級なりでも仕事をやる。建設省では通達を出しまして、直近上位と下位のものしかその仕事を入札する権限がないということ指導はしておるようです。指導はしておりますけれども現状はそうではないのです、実際は。その点についての成重さんの見解を聞いておきたいと思つております。

○参考人(成重光真君) 御質問のとおりですが、私どもは八十人なり百人の大型、佐官あるいは鉄工、製かん、かじ屋まで擁しております。したがって工場といたしましては千坪なり二千坪の機械設備も持つております。ところが中央における大手会社は支店、出張所、営業所がおります。多いところではそれは十人なり二十人ばかりです。しかしながら大部分のところはわずかな仮事務所を部屋借りをして、そこに五人や三人おられます。ほとんどその大手会社は、たとえば八幡製鉄のごときは今度でも困つておりますが、三百五、六十の下請業者がおります。それは一つの会をつくつております。それからその他A、B、Cいろいろ大手の会社がありまして、それらの会社の方々はほとんどそういう支店、営業所を九州

あたりに持つておられますけれども、わずかな人数であつて、仕事はAの建設会社だつたら、そのAの下に何々組合の何々会というふうなものがある、私どもも四つも五つもそういうものに加わつておられます。そうしますと、月に五千円なり一万円の金を納めても仕事があればいいですけれども、仕事があつてもなくてもそれに加盟して、そういう下請業者の組をつくつてその会社の傘下におろぬと仕事してもらえないからあります。したがつて、少なくとも常にそういう五つや十の大手メーカーの下請会社の資格を持つためにそういうところにおつき合ひしなければならぬ。しかし、それは仕事してもらえないからかかわりませんけれども、やはりそうしておかなければならぬ。ですから、これはそれらの会社がほとんど寄つて、中小企業者なりあるいは零細業者が一つのここに大きなビルを建てるとしますならば、少なくとも五十や八十の下請業者が集まつて一生懸命に仕事をやる。それでそれらの人たちは三拜九舞して三カ月なり五月なり半年の手形をもらつて、そうして細々ながらやつておるような状態であります。したがつて、そういうものから二割なりそれ以上の天引きされたものを今度は中間の業者がまた一割も引いて、実際の零細の下請業者には二割五分ないし三割引いたものがくる。そしてそれが、手形をもらつて、そして現金は、工賃はその月十五日、十五日に払わなければならぬといふことになりまして、結局は金が間に合わないから借りないかなければならぬ、手形が落ちないから倒産する、これが現状です。したがつて、どうしてもそれを打開するかといふことになれば、私どもは対等として、そういう中間搾取のできないような中小企業者が組織を強固にして機構をつくつて、それにはいろいろ法案ができて、組合をつくつて、そしてそれを認めていただけるような方法をとつていただければ非常に私どもはしあわせだ、ぜひひとつそういうことにこの法を運用していただきたい、こう考えるわけです。

○小柳勇 成重さんにもう一問。
最後におつしやいました従業員の確保の問題です。従業員の確保の問題で、たとえば福利施設とか厚生施設とかいふことでありますが、一番根本は給料じゃないかと思うわけですね、給料がやっぱり、さつきの稲川さんの発言にもあつたと思うのですけれども、コストの問題が——発注準備の問題ですね、発注準備の問題が安過ぎ、したがつて中小零細企業は高い給料を出せぬものだからなかなかいい労働者が集まらぬといふことになるのじゃないかと思うのですが、この現状と、それを確保するには一体どうしたらいいか、もうちょっとその見解をお聞かせ願ひたいと思います。
○参考人(成重光真君) 一番のやっぱり中小企業者の悩みは、そういう最近における手形の乱用ですね。私どもは手形というものはほんとうにありがた迷惑だと思ひ、だれがあんなものを考え出したかと思ひます。困つておるのですけれども、といふと私どもが手形を簡単にそれにかつて利用できればいいですけれども、中小企業者の手形になりますと、出入りの商人すなわち鋼材屋、材木屋その他関係業者は、私たち中小企業者が隆々とやつておれば、いや、あなたのところの手形でもいゝと言ひ、ちつとも評判が悪くなれば業者あたりが赤信号を出すようになるし、手形の決済がぎりぎりになるかあるいは翌日の交換に回つたときに、かろうじて朝早く金を調達して銀行回りをするようになりますと、翌日は直ちに銀行協会の赤信号が出る。そうすると直ちに仕事はストップしてしまふのであります。そうすると必然的にやはり何かの無理をしなければならぬ。これが一つ困る。

それから人間の問題、最近はやっぱり大手会社になつてしまつても、それは八幡製鉄や、大きいところでは住友金属であるとか、そういうところの従業員の平均給与とわれわれ中小企業の平均給与といふものは格段の差がある。そしてその給料もあるいは月によつては払えないで翌月に繰り越す場合もある。それから今度はいろいろな福利厚生施設等もなかなかそれは一生懸命にやつてはおりますけれども、向こうはりつぱな大きな大浴場をやつておるが、われわれのところは五右衛門ぶろをまきをたいて、それにかろうじて入らせる。食堂にいたしたところで、何かわずかの板のテーブルを置いてお茶だけ出して、各人が持つてきた弁当なり昼食をとつていただいで食べさせるというのが関の山です。だから、いまのような中小企業者がそういうような浴場であるとか脱衣場であるとか、娯楽機関であるとか、厚生施設をつくる余裕なんというものは、これはとうていありません。そういうものがない。したがつて学校を出た者は、それは私どももいろいろな縁故で卒業生は雇うてはおります。特に高校程度の建築技術者などは来るには来ますが、三年くらい現地でもつて監督をやらして、そして二級建築士の免状でも取りますと、それはいつの間にか何々会社の大手のほりに引つ張られるというのが現状です。これを何とか基準監督署とかであるいはこれを確保するような、あるいは制約をするような方法ができれば、これはいい自由ですから、おれはいやだと言つて退職願を出して引けば、おまえなぞやめるかと言つて引きとめるわけにもいけません。引つ張るわけにもいけません。一番の悩みです。どうするかといへば、やっぱり何と会社の運営が、経営が、もつと軌道に乗れば、そういうものも大手に負けないうちに、あるいは少なくともそれに匹敵はしないように、かつかつについていけるようないろいろな設備もしなければならぬと思つております。これは私たち自身のそういうことに對する施設なり、手当てがやはり行き届かないからであります。そういうことも悩みでありますから、これはひとつわれわれでもつてみずから解決しなければならぬ問題であります。ただ、まあ早い話が、私どものところは幼年工の養成所みたいなものですから、最初一年や二年は役に立ちません。製図さしても十分書けませんから、建築図面を出してみてもわからず、監督にやつても、まだ実際は役に立ちません。少なくともそれについて二年、三

年は教えてやらなければいかぬ、指導してやらなければいかぬ。期間を経て役に立つようになると、もうそういう者が出ていく。それが一番の悩みです。しかし、これは何とていふものでしょうもない。これが現状で、ジレンマにおちいつております。そういうことを私どもこれから考えていくには、やはり中小企業が幾らかでも経営が豊かになるようになれば、そういうことも徐々に解決できるのじゃないかと思ひます。
まず第一は、待遇において大きな格差があります、給与において。それからそういう施設においてやはり劣勢であります。それはわかり切つております。それを十分あれすれば、これは解決できるのじゃないかと思ひます。それは要するに、中小企業がもう少しそういう経営の実態が楽になり、経営ができていけば、そういうことも解決する問題だと考えております。
○小柳勇 私だけ質問しても何ですか、もう一問だけ。伊藤さんに登録手続の煩瑣の問題の話の中で、総理府に出すと、その接続する官庁は宮内庁まで一括よろしいという話がありました、そういうことをもうちょっとお話ししたいと思ひます。
○参考人(伊藤正夫君) いまの御質問の点につきまして、総理府の官房会計課長に、要するに総理府を防衛庁は同じ申請書の様式を充つておるわけですから、それを買つてきまして、付属書類を、要するに銀行の証明書から、納税証明、登記簿本、代表者の資格証明証、それから印鑑証書といったような、ここに資料がありますが、それをつけて出しますと、総理府関係で申しますと、内閣から宮内庁、行營、科学技術庁、経済企画庁、それからここにございまして、十七カ所、一カ所に登録すると十七カ所に通用するわけです。ところが、今度は防衛庁は調達実施本部、調本がございまして、私どもがお願いしたいのは、ここに登録しますと、防衛施設庁、海も陸も空も自衛隊の会計課にも通用する、あるいは防衛施設庁に、あるいは松戸にも、中央病院にも、富士学校にも、三

十何カ所ございすが、そういつたような防衛ブロック、総理府ブロック、あるいは経済官庁ブロック、あるいは文部、労働を含めたそういうブロックに分けて、中央官庁あるいは中央の省庁に登録すれば、出先の何々局、通産局あるいは国税局、そういうようなところにもそれが通用するようになり、何か登録の窓口の合理化ができないものかということが一つ、それからまた同じ役所であつても、出先の局と本庁とは中の内容は同じですけれども、申請する様式が違ふわけですから、同じことを書くのに、代表者氏名は今度はこちらへ書いておる、社名はこちらへ書いておる、営業の概要はこちらになる、そういうフォームがかなりみんな違つておるから、この官庁の申請書のフォームを全部統一していただくと、私たちが登録をする場合に、その同じフォームでもって全部それに書き込ましておいて、通産省の官房会計課長殿、厚生省の官房会計課長殿といつて判をつくつておいて、押してそれを持っていくばいというところが一つ。それから受付の締切り日が、これがまたどういふわけか、その年によつても、官庁の御都合で違ひますが、ある官庁では二月十五日が締め切りだ、うっかりして二十日に持つていったらば、もうだめだ、あるいは二月末だと、あるいは三月の末までいいんだと、あるところになると六月の十五日が切りかえだといふやうな、登録も新規登録と登録更新の二つに分かれておるすが、それは書類が全部同じフォームでございすが、それも三年も五年もやつておつて、何もミスのない誠実な営業をしておるところの更新というものは、決算書と印鑑証明ぐらいでかんべんしていただく、登記簿本をとるのにも、やはり会社の経理記帳をつくるのにも、七十円も百円もかかるというやうな経費と時間の浪費がだいたい省けるとすれば、それが役所のそういうやうなわずらわしい審査の方法も何とか簡略にできて、事務の効率化が行なえるのじゃないかというやうに考えております。

○小柳勇君 長官に質問しますけれども、おたくから「官公需契約の手引き」というものをいただいて、それを読むと、いまおっしゃつたとおり書いてあるわけですが、いまどきが担当かわからないけれども、そういうのを法律ができた機会に統一して、いまおっしゃつた参考人の意見もしんしゃくしながら、何か統一にあるいは形式の統一とか、期日の統一とか、あるいはABCDEのランクの統一とか、そういうものに積極的に乗り出す決意がどうか。どかが担当かわかりませんですから、長官の見解も聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 各参考人のただいまの官公需契約につきましても簡素化あるいは合理化、様式の統一というやうな点につきましても、非常にいい御意見だと思ひますので、今後各省連絡会議等を通じて、強力にこの件につきましても要請をしていきたいと思ひます。

○豊田雅孝君 さつき手形の問題が非常にいろいろ、特に成重参考人からお話があつたのですが、この問題は機械金属の關係については百二十日をこえちゃいかぬ、それから繊維關係については九十日をこえちゃいかぬ、これは法律によつて一本化する規定のしかたが困難だといふところから、業種別にいま申し上つたやうな基準を公正取引委員会と中小企業庁で相談の上決定して、その通牒も出ているわけですが。もちろん機械金属關係では百二十日より短いものは、最長百二十日をこえてはいかぬといふやうな、最長百二十日をこえてはいかぬといふやうになつたのでありますが、この点成重参考人は御承知なのであらうかどうか、その点承つておきたいと思ひます。

○参考人(成重光寛君) 十分承知しております。たとえば銀行にいたしましても、手形の割引等の場合に、歩積みをとつちやいかぬとか、いろいろなことは、これはいづれも銀行は制約されておりますが、実際の運用面においては表向きはその名前であつて、何らかの名前において、たとえば定期預金をするとかなんとかいうやうな形の変つた面では、やはり銀行に対しては、私もはそういう

もので、これは押取と申し上げますと、ことはは的確でありませぬけれども、そういうことをやむを得ずされておる。それはきまりはそういうことになつておりますが、實際においては、苦しい場合には、相手方が苦衷を訴えられて、こうであるけれどもいいですかといふことを承知の上で私どもはもつておるのですから、いたし方ありませんでなければ、これは十分承知の上でそういう長期の場合もあらう場合があります。

○豊田雅孝君 中小企業庁長官のほうでは、いまの趣旨の徹底についてPRを十分しておられるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 先般、先生御指摘のとおり、機械工業關係につきましても、取り締まりの基準を百二十日以上、それから繊維關係につきましても九十日以上ということを決定いたしました。公正取引委員会との共同通牒を各団体に流しました。それから大きい親企業に対しては、各銀行にも趣旨の徹底をはかつておるというやうな措置をとつておりますが、それが相当徹底いたしました。たとえばバネの業界あたりにつきましても、親企業に対して下請代金を要求する場合に、私どもの出した通牒を代金請求書につけて出しておるというやうなこともやつておるやうでございまして、不十分かと思ひますけれども、相当徹底はさせておるというやうに考えておる次第でございします。

○小柳勇君 せっかくの機会でありますから、時間をおつちやいまして、稲川さんに質問いたしますが、稲川さんも成重さんもおっしゃいましたが、国から大企業へのお金は現金でとつておいて、それが手形で下請に払われるということですね。その点について、これは成重さんの公述があらましたけれども、何か特別な措置をとらなければならぬと考へるのですが、どうしたらいいかこれは大企業が自衛する以外にないのですが、何かこういふ点についてのお考えをございしますか。

○参考人(稲川宮雄君) この前に、下請代金の支払いの問題につきましても、銀行が親企業に融資するときに、ひもつき融資で必ず下請に払つてやれ、こういう条件と申しますか、ひもつきで親企業へ融資をする、こういう方向が出たことがございしますが、それと同じやうに大企業、親企業に現金払いをするときには、関連下請企業に対しては、やはりひもつきと申しますか、下請にも現金で払つてやれ、こういう条件が何かで現金を渡していただく、こういうやうな措置でもとつていただければ非常にありがたい、こういうやうに思つております。

○小柳勇君 第二の問題は、組合一括発注禁止ですね、一括下請禁止のところ、これで組合に対する発注も一括発注と見られて禁止されておるものと理解する、こうおっしゃつたけれども、そういうふうにいままでもとつておられたのでしやうか。私ども考へてみて、これは組合でも下請の一括発注の範疇外と考へておるのですけれども、いかがですか。

○参考人(稲川宮雄君) 私ども實際その発注をとつた経験はございせんので、これは会員からのいろいろ要望なんでもございしますけれども、先ほど来申し上げましたやうに、工事並びに測量關係におきましては、別に協同企業体といふものをつくつてやるという制度はありますけれども、組合といふものは一括下請である、こういう見解のもとにこれには発注しない。ただしこれは原則でございまして、特に認可があればできるということにはなつておるやうでありますけれども、實際問題といたしましては、組合に対してはそういう意味において発注がなされない、こういう現状であるといふことで、いろいろ要請を受けておりますので、この機会に申し上げたわけでございます。

○小柳勇君 次は、刑務所の印刷が安いといふことは知つています。あるいはその他の製品が特別に安いといふことは知つていますが、これは特殊事情であらうとわれわれは理解しておつたのですが、ほかにもうこういう仕事でございませうか、

この刑務所の作業以外に。何か御存じでございますか。

○参考人(稲川宮雄君) たとえば市あたりでガス事業をやっております場合に、ガス事業は都市ガスだけでいいではないかと思うのでありますが、プロパン事業まで始めると、いろいろなことでプロパン業者が非常に困るといふことで、プロパンはひとつ民業にまかしてもらいたい、こういうような要請がかつて島根県からあったことがございしますが、いま現在その点はどうなりましたか、解決したかどうか、正確に承知しておりますが、そういうような問題があったわけでござい

○近藤信一君 中小企業団体が長年にわたって官公需の発注の問題を要望しておられたので、これが今度政府案、さらに社会党、民社党案として審議されておるわけで、間もなく今国会でこれは私は成立をみると思うのですが、そこで、私は問題になるとするの、まあこれは完全なものではないから、やはり将来またこの改正等についても考えていかなければならぬと私は思うのです。そこで、いままで各参考人の方々から御意見を拝聴しておりますと、先ほど小柳委員が御質問をいたしましたように、官庁では現金で支払う、ところが、下請の皆さんのところには今度は手形で、こういうような問題がある。これは受注するほうも、官庁の仕事は安いけれども、現金払いだからまあやっつけよう、こういうことで受注される点が多いんじゃないかと思うのです。それがいまお話を聞いておられますと、親企業の方は現金でもらっておりますが、その下請には手形で支払う。これはまさに矛盾した問題だと思ふのです。今度は直接発注といふことになりま

す。今度直接発注といふことになりまると、そういう問題は解消されていくと思ふけれども、全部が直接発注じゃない。やはり中には公共企業におきましては、大企業に対処するところの発注、さらにそれを大企業が下請に発注するといふことがまた繰り返されていくと思ふのであります。そこで、従来下請のほうには、そういう親のほう

現金でもらってくるのに自分のところには手形で、安いものがなお安くなる、こういうことになるから、従来しほば問題になるように、手抜き工事などが出てきて不正が行なわれることも、私はそういう点からくるのじゃないかと思ふのです。そこで、中小企業庁の長官にお尋ねするので

すが、従来はそういうことで官庁では現金支払いをしておるが、その下にいくと手形で長いサイトを支払われる、これはまさに私は遺憾な点だと思ふのです。これからやはり直接発注される分については問題はないと思ふけれども、大企業に対する発注の場合、大企業から下請、さらにその下請、こういうふうにいづくのが建設業界においては従来しほば問題であると私は思ふので、今後はそれらに対して、通産省はもちろんのことでございしますが、他の各省へ、あなたのほうで連絡会議を持たなければならぬ。そういう点もひとつ十分指示していかねばならぬ。そういう現金で支払った場合はやはり現金で支払え、こういう強い指示をあなたのほうでせなければ、私はこの法案を今国会で成立させた価値というものが薄らいでいく、私はこう思ふのですが、この点あなたのほうの考えはいかがですか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおりでございます。今後発注官庁を通じて、親企業をそういうふうな指導していくといふことを、各省に對して強要をしようといふことを考えております。

○近藤信一君 それから伊藤さんにお尋ねするのですが、おたくはだいたい官庁関係に納入されておるうちに官庁関係に納入しておられる割合というものは一体どれくらいでございますか。おわかりでしたら、克明でなくておおよそでいいんですが、お教え願いたいと思ひます。

○参考人(伊藤正夫君) いまの先生の御質問に對しましてお答えいたします。まあ私はこの仕事に入ってからまだ十年ぐらいで、まだまだ十年も二十年も苦勞をなさっておる中小企業がありますが、私のところでは全体の四〇%弱でございます。しかも、大企業とか、デパート関係のおこぼれを十

万、二十万、多いときでも百万以上というところは、年間を通じて、または過去八年か九年の実績においても、五百万以上の契約をしていただいたということはほんの数えるくらいしかございません。

○近藤信一君 成重さんにお尋ねするわけですが、特に建設業界では大きな仕事が多いと思ふので、その場合に一括して請け負わせる点と、それからたとえば堤防の工事なんか、これは土建会社が請け負うのですが、これを中小企業に請け負わせる場合に、分割してこずと請け負わせる場合があるのです。ここから、ここからこの分割して請け負わせる場合に、あなたのほうは従来分割受注で、金額にしてどれくらいが最高の請負であったか、いわゆる受注があったか。この点いかがですか。

○参考人(成重光真君) まあ大体私どものところで最高五千万程度の工事は施工したことはたびたびあります。大部分が私は建築関係の工事でありまして、そういう砂防工事であるとか、あるいは干拓工事であるとかいうようなのを分割して請け負った経験もたびたびあります。しかし、それは私どもの能力ではやはり五千万程度でないと、期限なりそれから能力において、ですから一つの干拓工事に対するそういうものは、三人なり五人の業者がやる場合が出てきます。そういうことの経験はあります。金額の点においてはそういうことと

○近藤信一君 稲川さんに代表してお答え願いたいのですが、私どものところにいま陳情があるんですが、たとえば官公庁の問題に準じて、公益事業といふものは政府から多くの援助といふものを受けておる。だから今度の官公需の中小企業受注の法律が出たんだから、この際に公益事業関係、いわゆる電気、ガスですね。こういうところの問題も官公庁並みにひとつ扱ってもらえないか、こういうことをひとつ委員会でも主張してくれという陳情があるわけなんで、これは中小企業団体の

皆さんは、やはりそういうふうな考えをお持ちになつておられる方々も私相当あるんじゃないかと思ふのですが、こういう点について稲川さんはどういうふうにお考えを持っておられるのか、この点ちよつとお尋ねいたしておきます。

○参考人(稲川宮雄君) 毎年大会などを開きます際も、やはり御指摘のような要望が出ておりました、そういうこともいつも決議に入つておる。こういうことでございしますので、やはりできるだけ本法の官公需に準ずるよう指導していただきたい。こういうのが私ども団体の従来からの意見であり、要望でございます。

○委員長(村上春蔵君) ほかに御発言もなければ……。

○参考人(成重光真君) はなはだすみませんが、せつかく九州からこれはばかりで来たのですから、皆さんから、もう一ぺん念を押して帰りたいと思ふのですが、どうもすみませんが、先ほど申し上げた三つの点は、ひとつ十分お含み御勘案の上、本法案の可決後におけるまた執行に對しましてはお願いしたいと思ふことは、第一点は、私どもはいままで組合はつくっておりまして、先ほど申し上げましたように、中金あたりの金を借るためにほとんどつくつておる組合であつて、実際のそういう協同組合をつくつたのを大手並みに認めていただいて、そういうAクラスに乗り出す力は十分ございます。同時に契約にいたしましては、それだけの二十人なり三十人なりを合わせれば、それは天下屈指の建設業者よりも、実際の實力においては、その組合のほうで結束をすればあります。それは自信があります。そういうものをひとつ十分諸官庁においては、強固なる確実な組合ができたならば、それはひとつAクラス並みに扱ってもらいたいといふことを御勘案願いたいということが一つ。

それから第二点の下請業者に対する先ほど来論議されております貸金の支払い、工賃の支払い、工事費の支払い等につきましては、十分ひとつ御研究願ひまして、先ほど来金属業者に対する手形

は百二十日以上ではないかということになりま
すけれども、そういうものを出した場合、そうい
うものの罰則というものはこれという何はない。
ただそういう通達なり注意によってやっているの
で、それをやったらいい、そういう長期の手
形を振り出したからといって、それを何も罰す
るわけではないんですからね。しかしそれはやつた
は、百二十日が百五十日になっても百八十日にな
っても、もうしかたがないからもういいです。そ
ういふ点はひとつ今度は振り出すほうでそういう
点を厳重に守ってもらう。もし守らなければ、何
らかの罰則を考へるということまでいかなければ
いけない。そういう延べ払い等に対する支払い、
そういう支払い点に対して十分ひとつ御研究願っ
ておきたい。

第三点は、私たちの技術者、労働者の確保に対
する中小企業者の悩みを解決する何らかの対策を
ひとつ、私たちも研究します、皆さま方において
もひとつ十分御研究願いたい。この三点だけは、
この法案を可決後における、執行する上におい
てぜひこれは必要なことだと思ひます。重ねてこ
の三点をお願い申し上げておきます。

それからもう一つ最後にお願ひしておきたいこ
とは、最近ではあらゆる地方における仕事は、全部と
いっていいほど銀行のひもつきです。Aの会社の仕
事をやるから、ぜひ地元であるからわれわれが設
計施工したいといひましても、あれは何々銀行のひ
もつきだから、その何々銀行は東京において、中央
において業者を指定してきます。それは何億何十億
という仕事ならばこれは別です。しかしながらわず
か三百万円か五百万円か一千万円の仕事を、銀行
がそこまで大企業者に対してひもをつけたらたの
では困る。こういう点を十分御注意願ひたい。必ず
最近の仕事は銀行が中央からひもをつけてきます。
施工主に行つて三押九押してお願いしてもしょう
がない。銀行から金を借りる以上は、この銀行の
言ひことを聞かないと、わしが困るところ言われる
と、私たちも困る。そういう点もひとつ十分御留
意願つて、何らかの機会がありましたら、銀行屋

さんのほうにそういう点をひとつ中小企業育成の
意味において、そういうひもをつけないようにお
願ひしたい。この四つをお願いしておきます。

○委員長(村上春蔵君) 別に御発言もなければ、
参考人の方々に對する質疑はこの程度にいたしま
す。

この際、参考人の方々に一言お礼を申し上げま
す。本日はきわめてお忙しいところを御出席をい
ただき、また長時間にわたり御意見の開陳、質疑に
對するお答えをいただきました。まことにありがと
うございました。重ねて委員一同にかわつて厚く
お礼を申し上げます。まことに御苦労さまでした。
午後は一時半より再開することにいたし、これ
にて休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(村上春蔵君) これより商工委員会を開
会いたします。

先ほど委員の変更がございました。
西川基五郎君が辞任され、その補欠として吉武
恵市君が選任されました。

○委員長(村上春蔵君) 午後は政府に對しまして
質疑を行なうことにいたします。質疑のおありの
方は順次御発言を願ひます。

○豊田雅孝君 この法律の制定を見ましたる場合
に、その実効を確保するためには、どうしても具体
的な措置に入らなければならぬと思ひますので、
私は特に具体的な問題についてこの際明らかにし
ておいてもらいたいと思ひます。

まず第一であります、すでにアメリカで官公
需発注の中小企業に對する特別の制度を實行して
いることは、政府側でも御承知のことと思ひます
が、これについては、たとえば日本の防衛庁に
当たるようなところに対して、中小企業の実態の
わかる役所側からそれぞれ当該官吏を派遣いたし
て、そうしてその当該官吏が発注の仕様書を見て、

これは当然中小企業のこなし得るものだと考えた
場合には、それに対して発注をさしていくという
振り分けをやっておるのであります。アメリカに
おいてもすでにこれぐらい徹底したことをやって
おるのであります。今回のこの法律制定にあつ
たては、かような行き方を日本でもやる必要があ
るのではないかと、そうでないとほんとに実効が
あがらないのではないかと。たとえば日本でもやる場
合には、一例であります、防衛庁あたりに、衣
料品については通産省から中小企業をよくわかっ
ている係官を派遣するとか、食料品関係については
農林省から当該官吏を派遣する、その意見によつ
て適正なる中小企業に對する発注をしていくとい
うことが伴わなければならぬと思ひますのであり
ますが、これについてはどういふ考えを持ってお
られるか、その点をまず第一に承りたいと思ひ
ます。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおり、
米田におきましては、官公需の発注にあたりまし
て、中小企業庁から発注官のほうへ担当官を派
遣いたしまして、発注担当官と協議をして中小企
業者のほうへできるだけ注文を回すという措置を
とっておくことは事実でございます。日本におい
てその措置をとるかどうかということにつきましては、
これは将来そういう方向で私も検討をいた
したいと思つておりますが、中小企業庁の現在の
職員の数というものは限りがあつた。それで將
来の方向としては検討いたしたい。それと同時に、
各発注官のほうでも、この中小企業庁の官公需の
確保に關する法律を制定実施するに際しまして、
相当前向きで考えていただいておりますので、そ
ういふ各発注官の努力にも期待いたしまして、
今後の検討事項としてやっておりますと思ひます。

○豊田雅孝君 前向きで、中小企業庁はもちろ
ん、関係各省でも検討せられるということであり
ますが、これは早急に検討実現をせられたいと思
ひますが、さしあたりは、まあそれだけの人員も中
企業庁には乏しいというふうなお話でありますか
ら、これは一つの、かゝるしてみたらという案であ

りますが、今回物価対策については物価担当官と
いうものを各省に置いて、そしてこれを経済企画
庁で統括していくという行き方をやつたのであり
ますが、この問題については、中小企業担当官と
いうようなものを発注官庁である関係各省に置い
て、それも特設というところまでいかなないまでも
業務の形でこれをやる、そして中小企業庁で一つ
の方針のもとにこれを動かしていく、それぐらい
のことは少なくともあつてしかるべきだと思ひ
ます。その点はどうか。

○政府委員(影山衛司君) 各調達官庁に中小企業
者の側に立つて発注というものをチェックしてい
くという、各省の担当官を設置するという先生の
御意見でございますが、非常に私も参考として
、実施にあたりまして、そういう方向で各省に
お願いをしていきたいと思ひます。

○豊田雅孝君 この点については異存が政府側は
ないようでありますから、これは通産大臣が見え
ておれば、こゝで念を押すのであります。その
点は後ほど通産大臣が見えまして、特に念を押
しますけれども、中小企業庁長官は前もつて連絡
をしていただきたいと思いますのであります。

ちやうど通産大臣が見えましてから、実は通産
大臣、ただいま中小企業庁の長官が答弁をされ
たのであります。と申しますのは、要点だけ繰り
返して申し上げますが、アメリカでは官公需発
注の中小企業に對する分について、実に手の行き
届いた行き方をしておるのであります。これは中
小企業の実態のよくわかる係官を、たとえば防衛
庁のようなどころに派遣をいたしまして、その判
断によつて、中小企業に向け得るというものは振
り分け発注しておる。これについてどうかとい
う質問をいたしましたら、前向きな姿勢で、中小企
業庁はもちろん、関係各省ともこれを検討してい
く。実行もしていきたいという話であつたのであ
ります。目下のことといたしまして、もう一段
こゝで考えるべきは、関係各省、発注官のほう
に、中小企業担当官というものを兼任でいいです
から、さしあたり設けまして、ちやうど物価担当

官を設けて、物価対策の推進、協力、横の連携をとっていきこうというの行き方を官公需発注にありまして、中小企業担当官を関係各省に業務の形でそれぞれ任命し、これを中小企業庁で統制していくといういき方があって、初めて今回の官公需発注確保に関する法律も生きてくるのではなからうかというふうに考えるのであります。中小企業庁長官はまことにけつこうである、やるつもりでありますこととありますが、事重大でありますから、ちょうどまたぐあいのいいことに三木通産大臣がお見えでありますから、その点特に念を押しておきたいと思っております。

○国務大臣(三木武夫君) いまのお話は、非常にすぐれた着想だと思えます。われわれもこういう法律をつくつても、このことが官公需が中小企業向けに需要が拡大しなければ、これは立法の趣旨は貫徹できないわけですから、何らかのくふうが要するというのを感じておつたわけでありまして、非常に御提案は、これはすぐれた着想でございますので、御趣旨のように、形はどういう形になりますか、そういう豊田さんの精神が生かされるように、ひとつ考へてみることにいたします。

○豊田雅孝君 一応満足いたしますが、どうか精神だけでなくて、具体的に実効が上がりましますように、三木通産大臣はこの法律を提案するしないのときに、非常な御熱意をもって、多少抵抗もあったのを押し切られたそのいきさつもありまして、ぜひとも実効の上がするように、しかもすみやかなる措置を願っておきたいと存じます。

次には、これに関連するものであります。やはり一つの官公需発注につきましても、発注基準、これをつくつておく必要があるだらうと思ひます。本来ならば法律くらいでいきたいのでありますけれども、法律でいかなないでも、政令とか、あるいは内規とか、そこらでいったら思ひのであります。そこで建設関係につきましてもお聞き及びかと思ひますけれども、一億五千万円以下のもは中小企業に向けるということに決定、実行しておるようであります。建設部門についてです

にそうなんでありまして、かようないき方を発注官庁全体やはりとつていくべきであらう。それについては金額で押えるか、あるいは金額で押えていく場合には資格で押えていくか、いずれかといふか、工事はあるんですけども、物品の調達などについてもそういう基準が必要だと思ひますので、これはつくることにいたします。

○国務大臣(三木武夫君) お話のようなことは、この法案が通れば必要でございますから、何といふか、工事はあるんですけども、物品の調達などについてもそういう基準が必要だと思ひますので、これはつくることにいたします。

○豊田雅孝君 これもお約束ができましたので満足いたします。すみやかなる実行を期待いたしております。

次には、第三条に、今回組合発注を法律で明記せられておるのであります。これを讀みますと、「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならぬ」と、この「活用するよう配慮」というのは、どういう用意をしておられるか。この点をまず承りたいと思ひのであります。

○政府委員(影山衛司君) 先生すでに御承知のよう、予決令の第九十九条の第十八号におきまして、協同組合等から直接に物件を買入れましますときには、隨意契約のやり方でやることのできるということになっておるのであります。ただ組合発注につきましては、あまり従来の実績から申しまして活用をされておられません。そこで今後これを法律の趣旨に沿ひまして活用をしていくという場合に、発注官庁側の問題が一つ、それから組合側の問題が一つ、両方あると思ひます。発注官庁側にお願ひしたいことは、結局のところ競争参加の場合の資格の審査の場合に、組合を登録等ができるようにしてもらふ。その際に資格基準をきめる場合に、実績等を勘案してその登録をきめるわけでありまして、その場合に中小企業の個々の企業者の組合のメンバーの実績を加算したもの、協同組合の実績だといふふうに認めてもらへ

るというようにすることができましますならば、組合の実績というのにつきましても相当見てもらへる。で大きいロットのものも受注できるということになるわけでありまして、そういう発注官庁側の発注基準をきめる際に、組合が参加ができるようにこれをしてもらうということが一つ、それから組合の側から申しますと、組合が共同受注をやります際に、責任体制がはつきりしていない。あるいは検査の設備機構がはつきりしていないというやうな点もございまして、それを私どもとしましても指導をいたしまして、信頼性のある協同組合というものに指導をしていかなければならない。この二つの問題がございまして、そういう方向でこの参加のできるように、活用できるように努力をしていきたいと思ひます。

○豊田雅孝君 従来組合を官公需発注の対象にしておる場合でも、御承知と思ひますが、たとえば指名入札からは組合なるがゆゑに除外をしておる。実際問題としてはそういうやうな扱いをやつてきておる例をしばしば聞くのであります。そういう点でいま隨意契約の問題については触れられたのであります。指名入札等の場合においては、中小企業庁のほうから、全国の組合を見渡せば、これは指名入札などの中に入れてもしかるべきだといふやうな優良組合はわかつておるのではありません。これには事前に連絡をして、指名入札の中に入れていくにはすべきたと思ひのであります。あとの祭りになつて、ああそういうことがあつたのかじやこれはどうも実効が上がるのではありませんが、中小企業関係は、えてしてそういうことになるおそれがあるものであります。その面においては組合の指導、それから組合の受注を受けるに適切な結成の指導、それからいふやうな指名入札にあつたての事前の誘導、この点について三木通産大臣の政治的御判断を承りたいと思ひのであります。

○国務大臣(三木武夫君) 豊田さんの御発言ももっともなことが多いわけでありまして、さやうな方法でないと、なかなか中小企業というものはいままでなれておりませんから、こういうことに。よほどこちらからそういう機会を与えることに積極的な努力をする必要があると思ひますので、御指摘のやうな方法を講ずるやうにいたしたいと思ひます。

○豊田雅孝君 三木通産大臣、誠意をもってお答えいただきましたので、これは八百長質問でなく満足いたしました。そういう点におきまして、ぜひともいま言われたやうなところは実行せられるやうに特に重ねて要望いたしまして、あと質問がつかえておるやうでございますから、これをもつて私の質問は一応終わります。

○小柳勇君 この法律の質問に入ります前に、午前の参考人の御意見、貴重な意見がありましたから、これに対して大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

第一は、ただいま豊田委員から発言がありました組合を結成することについての指導、そのできました組合を大手並みに扱つてくれないうか。組合だけ結成いたしましたも、それが大手の下請企業になつてしまつておるやうな現状であるから、それはそれなりに見てくれぬかという注文があります。大臣の見解をお聞きたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) そのとおりに私も考えております。

○小柳勇君 第二の問題は、下請業者に対する資金の支払いが、官公需として国からは大手企業に現金で支払いが、あと手形支払いになつておる、しかもその手形をお受けしない仕事をもらへないから、泣く泣く手形でもらう、ところが、これが機械工業であれば、たとえば百二十日、あるいは六十日なら六十日と期限を切つてある。それでやりくりがつかぬ。官公需一般の支払いは期限を短くして、そういう規制をしてくれないうか、特にこれは法律でやつてくれという注文がありまして、これを承りたい。

○国務大臣(三木武夫君) いまのお話の百二十日

などは考えていないのです。これはやはり現金でくれば、下請にもやはり直ちに支払うように行政指導をいたします。

○小柳勇君 ただいまのその行政指導の具体的なやり方について長官からお聞きしたい。

○政府委員(影山衛司君) 発注官庁から親企業に対して現金で支払われた場合に、下請に対してはそれを手形でなくて現金で払うということにつきましては、発注官庁のほうにお願いをいたしまして、発注官庁が親企業に対して、発注の条件としてそういうことをやっていただくように要請をしたいと考えるわけでありませう。

○小柳勇君 第三の問題は、技術者、労働者などが中小企業ではやとなれた者が大企業に引き抜かれてまいる。その労働者の確保が非常にむずかしい。それは原因はいろいろあるけれども、やはり賃金が安いのが第一の原因である。第二は厚生施設、福祉施設が劣悪である。私の考えるところでは社会保険などもほとんどない、失業保険にいたしましても、労災保険にいたしましてもはいれない。したがって、その確保対策について今後ひとつ政府として考えてくれという注文がありました。まあ抽象的に言ってもしょうがありませんが、私どもがいま一番考えておるのは、官公需として発注する場合にコストを、ちゃんと単価を計算するわけでしょう。そうしますと、材料の単価も一切きまつてまいる。そのときに労働者の単価というものは下請企業にまかしておく。だから、私どもが言っておるように最低賃金制を確立いたしました、まずひとつ労賃をちゃんと、どういう企業であらうと、こういう機具を注文する場合にはその職によって大体の賃金をきめておいて、労賃は幾ら、資材は幾らというふうにちゃんと設計のときに計算をすれば、その下請企業なり、零細企業なり、中小企業では、労賃については大体その単価を頭に入れておいて払えばいいわけですね。そういうものが不備なために、この劣悪な賃金で働かざるを得ないという現状ですね。たとえば造船業界を見にまいりますと、表看板に働いて

いるこの造船企業の労働者と、一番下で働いている下請労働者、同じ高等学校を出ました青年が賃金が半分です。そういう現象をわれわれが見ています。したがって、われわれが言っているように、その業種における最低賃金制度、いわゆる賃金に対する規制を早急にやりますと、中小企業の労働者確保というものはできないのじゃないか。第三は社会保険の適用ですね。五人未満の事業所に對する社会保険の適用は、最近労働省は積極的に取り組んでおりますけれども、これはやはり労働省だけでなく通産省も、各官庁の問題ですね、それが指導しなければいかぬ問題です。そういう問題については非常に冷淡ですね。労災については労働省、あるいは失保についてはこれは労働省でやりますけれども、そういうふうでありますから、この際そういう根本対策を考えなければならぬと思うのですが、大臣の見解を聞いておきたいと思う。

○国務大臣(三木武夫君) 大きな点からいへば、こういう人手不足の時代ですから、中小企業もやはり低賃金でその上に経営をしていくということでは次第に困難になっていく。どうしてもやはり中小企業の生産性を高めて大企業に匹敵する賃金を支払える中小企業ということにならないと、例のいま御指摘のあった社会保険なんか、これはやはり将来検討されなければならぬ、五人未満の従業員の社会保険の制度などは、しかし、それだけで解決しないですからね。根本はやはり中小企業の持つ生産性を高めて、大企業並みの賃金を支払うということでないといけないですね、長い目で見れば、それは根本だとは思いますが、その発注団体がある限り安い単価ということも、これはやはりいろいろな意味において弊害があると思えます。それはやはり適正な価格でない、あまり値段を下げるということになれば、いま言っておいた弊害の面も非常に出てまいりますから、そういう点では適当な価格でやはり発注するということが必要だと、しかし、中小企業の救済という意味が発注の中になかなか入ることは私は困難だ

と思う。そういう意味で、今後中小企業自体の体質の改善というものが必要になってくる。社会保険などについては政府はできるだけのをしななければならぬ。最低賃金についてはこれは普及に努めておるわけですが、社会党の考え方とは多少違ひのありますけれども、最低賃金制度というものを、できるだけ現行の最低賃金制度を普及していきという努力はいたしておるわけでございます。これにはどうもあまりつきりしたお答えがないという。それはやはり本質の問題、中小企業の持つておるそれはやはり体質を改善して近代化していこうというこの努力も伴わないと、ただ現状のままで中小企業に、みな発注が非常に高くて中小企業のためにという考え方は、ちょっとやはり国費の使い方としての本質を曲げるきらいがある。中小企業自体の体質の改善を伴っていくということも伴わなければいかぬと思います。

○小柳勇君 その点については、大臣の見解少し不満ですね。この法案そのものには努力されておられますから、あまり他にくさしたいとは思いませんが、やはりこの法律の一番根本はそこにあらねばならぬのではないかと、とにかくこの法律は中小企業を何とかこの際救済していこうということが根本です。それには参考人の公述もありましたように、人が集まらぬのだ、だからりっぱな仕事ができぬのだ、だから役所から信用してもらえぬからいままで仕事がないのだと述懐しているわけですね。そうしますと、そこに優秀な技術者なり、あるいは若手なり優秀な従業員が定着いたしますと、いい賃金がもらえるということなんです。したがって、言うならば大臣はこの法律をつくられると同時に、その面まで、労働省なり関係省と連絡をとつてもう少し優秀な人が集まるようにしようではないかという対策が別にうらはらにあつて、それが表裏一体となつてこそ、この法律は生きてくると思つておられます。それにはいまの業者間協定とおっしゃいますけれども、これはまだちょっとわれわれは最低賃金と思つていないのです。その地域で適当にやりますけれども、すぐにそれ

は通用しなくなつてくるのです。何にもならなくなつておる。したがって私どもは全国一律と言つておりますけれども、少なくとも大工なら大工、左官なら左官というものの横断的な最低賃金でもせめてやつておきまさんと、中小企業者には人が集まらない。それだけきまつておきますと、それがコストになりますから、設計のときにちゃんとコストとして計算しますから、もう大企業も中小企業も同じです。その面については同じの計算でいいわけでしょう。そうすると、ほかの面で利潤を追求することができるようになります。その面についてはこの法律の一面として、重要な一面として通産大臣は積極的に努力さるべきであると思つて、もう一回見解を聞いておきたいと思つておる。

○国務大臣(三木武夫君) 最低賃金制はやつぱり地域別、業種別にやっておるわけですが、一律ではない。こういう点でこれをやはり現行のやういう最低賃金制、これを地域別、業種別のものをできるだけやつぱり一般化して普及することになれば、いま御指摘のような場合のいろいろなコスト計算の中に取り入れられることになると思つておる。したがって、この普及をはかつていくということが必要だと思つておる。

○小柳勇君 これ以上言つても平行線のやうであります。私の言うことはわかつてくたさい。でないと、この法律は仏つくつて魂入れないやうなと言いたいですが、あまりくさすとまた反対しなければならぬからあまりくさしません。がね。

第四点は、この仕事は銀行のひもつきで出てくるから困るという話がありました。これは二つの面があります。一つは現在の企業の合理化——ちよつと赤字が出ますと銀行から銀行の重役がその重役として天下りしてまいりまして、合理化なるものをやるわけですね。これは小野田セメントなどにその例がありました。赤字を何とかするたために重役が来まして、そしてもう労働管理や仕事は十分わからないまま人間を切っていくわけですね。人員を整理するわけですね。そういう実例があ

げておるのですが、あんまり低い単価というものは、これは大企業の場合は全体の大きな計算の中
 で何とかつじつまを合やすのでしようが、中小企
 業の場合はそういうこともできませんから、単価
 の決定ということについてはあまり低く押えない
 ような配慮を加えることにしたいと思ひます。
 ○小柳勇君 第六番目は、これは長官からは答弁
 を求めたのですが、お聞きしたのですが、大臣と
 建設省、国鉄からも来てもらっていますから、こ
 の際私が実情を言つて意見を聞いておきたいと思
 うのは、その登録の手続が非常に繁雑である。い

よろしいか、こういうことでです。これオキーケーであれば、オキーケーとおっしゃれば先に進みます。○国務大臣(三木武夫) それは最初の原案では、「公正かつ効率的」ですが、何かいろいろな制限を加えて、それを受注の、これを中小企業に對して発注することののがれるそれが材料に使われるようなことがあつてはいかぬ、それで適正のほろがよいということを中小企業庁長官が言ったと思ひますから、だからいまお話しのように、これは需要を拡大するということが主たるこの法律の立法の精神であるわけでありますから、いま言わ

いところは、たとえ総理府などでは、総理府に一回手続やりますというところ、関係省庁十七カ所が一つの登録で済む。総理府の会計課に届けると関係局、統計局、日本學術會議、公正取引委員會、土地調整委員會、首都圈整備委員會、宮内庁、行政管理局、北海道開発庁、經濟企画庁、科學技術庁、内閣法制局、それから憲法調査會、国防會議、人事院事務総局等十七カ所が一回の登録手続で済むというわけです。ところが、その例を防衛庁にひとつて済まぬけれども、防衛庁の場合、防衛庁関係で同じ都内に三十回手続しなければならぬ。それだけで一年間に登録がえの手続費用だけで二十万円かかりますぞというわけです。しかも期日が

れたように考えてけっこうでございます。

○小柳勇君　わかりました。

次に、資料要求いたしましたのが資料で出ておりますから、これについて質問をして先に進みます。官公需調達の実績が、昭和三十八年度がここに出ておりまして、この実績から見ますと、金額において、官庁が三一・九％、公社、公団が二五・四％、それから都道府県は六八・五％、市が五八・六％、特別区が七六・三％ということで、合計いたしましたして、中小企業は全体で四三・八％という実績が出ております。それから件数で、官庁が六一・四、公社公団が七二・二、都道府県が八五・八、市が八八、特別区が八八・六、平均いた

まぢまぢである。二月あり三月あり六月あり。たがって、いろいろ官庁の事情もございまいしょうけれども、その登録手続を簡素化するようになしていただくのであらうか、そういうふうな話です。大臣の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 防衛庁とも話しまして、手続の簡素化あるいは手続の規格の統一、こういうことは、これを改革いたしましたして、中小企業業の発注があんまり繁雑にならないようにいたします。

○小柳勇君 防衛庁だけ言つてもらつても困るようでありますから、防衛庁だけでなくて各省庁とも手続の煩瑣なところは簡素化するように、どこが責任者になるかと聞いたら、まあ「中小企業契

しますと、中小企業は七五。そこで第一点は、昭和三十八年度は届いておりますけれども、三十九年度、四十年度はない。四十年度はちよつと無理じゃないかと思いますが、ところが、三十九年度はないじゃないかと各官庁に聞いてみましたら、三十八年度は資料出せということで出しましたが、三十九年度は何とも言つてきませんという話、中小企業白書というのは毎年国会に報告するようになっておりますから、三十九年度というのをなぜ各省から報告をとらなかつたか、まず聞いておきたい。

○政府委員（影山衛司君） 三十八年度は、基本法を制定いたしますに際しまして、徹底的に地方官

約の手引き」というものを出しておられる中小企業庁であろうということであつたものですから、

が、三十九年度におきましては、地方官庁を調べ

るひまもございまして。中央官庁だけを調べたわけでありまして、その実績は中小企業が二〇・二％というようになっております。これは官庁及び公社、公団分の合計でございます。○小柳勇君 三十九年度分もきたらまた資料を出してもらいます。

そこで、ただいま申し上げました資料を見てみますと、官庁のほうが悪くて、一番悪いのは公社、公団ですね、官庁が三二％ですからね。公社、公団は二五％、都道府県や市は六、七〇％あるわけですね。参考人の意見を聞きますと、地方公共団体を一生懸命指導してくださいと三人とも言われるわけですね。官庁のほうがこれより悪いのに肌を感じないのです。みんな、地方公共団体が悪いから自分たちは仕事がないという感じを持っておられる。こういう点で私は官庁の仕事というものがほとんど中小企業とは無関係に発注されているのじゃないかという気がする。たとえば受け入れ業者の認定の申請がむずかしいとかいろいろありまして、地方公共団体には入りやすい、入りやすいが、なかなかめんどくさいもんだから、これを指導してくれといわれるけれども、官庁は高ねの花で中小企業の人とは全然初めから窓口に行かぬのじゃないかと思っておるのです。そのためこいう法律ができたのじゃないかと思つて、すけれども、こいう問題に対して、官庁に対してよほど通産大臣、いままで苦労されたと思つけれども、これからはひとつ辞を低うして官庁に説得されませんか、これを四五％にふやすことはたいへんじゃないかと思つて、何％まで伸ばそうと考へておられるか、大臣の見解を聞いておきたい。

○国務大臣(三木武夫君) 理想としてはやはり五〇％くらいまで持つていきたい。これはすぐじやありませんよ、そういう考へでございまして。いまこれを五〇％などというところは容易なことではありませぬ。したがって、年限をかなければならない。その前にあるいは各省の局長などにも寄つてもらつて、官庁の中小企業に対する発注の機会

の増大というのに対しては十分協力方を要請するような、じつとしておつたものではなかなかふえてまいりませんから、今後積極的な努力をいたそうという予定でございまして。

○小柳勇君 建設省の計画局長に質問いたしますが、いまの問題ですが、官庁の代表として建設省にききようおいて願つたわけですね。三十九年度はまた正確にあつてお聞きいたしますが、三十八年度が官庁の数字として三二・九％、金額で。件数では六一・四と出ておりますが、建設省では大企業と中小企業は大体どのくらいの比率になつておるのでしょうか、おわかりであればお聞きいたします。

○政府委員(志村清一君) ちょっと手元に資料を持ち合わせませんが、大体五割見当は中小企業にいつておると思つておる。

○小柳勇君 公社、公団のほうが金額で二五・四％、件数では七二・二％になつておりますが、これは一件当たり三十万円で調査しておるような実態ですが、国鉄の場合に大体の概数はどのくらいになつておりますか、現状を御報告願ひたい。

○説明員(仁杉康君) 三十八年度に調査いたしました、これは通産省の中小企業のほうで調査をされましたときに調査資料でございますが、大体金額におきまして、土木工事でございまして、土木建築で二九％が中小企業、残り七〇％くらいが大企業ということになつております。

○小柳勇君 国鉄の場合に、物品購入、製造その他大企業の概数があれば御報告願ひたいと思つておる。

○説明員(小林正知君) 同じく三十八年度の先ほどの中小企業局長官御紹介に基づく調査の資料でございますが、これは小柳先生おっしゃいましたように、三十万未満のものはそのときの調査の要領で除いてございまして、金額にいたしました中小企業のほうが約一六％、物品の場合、それは件数にいたしますと五三％程度ということになつております。

○小柳勇君 製造のほうは。

○説明員(小林正知君) ただいま申し上げました数字の中には、物品として売買契約をいたしますものと、車両等新造製作請負になつておるもの、ともに含んでおります。

○小柳勇君 次に白書の関係で、いまの数字だけではこれはよくわかりませんから、もう少し少しとの推移を見て、また別の機会に少しお聞きしたいと思つておるわけですが、三十九年、近く四十年も出るでしょうから、そういう数字を見ながら今後の推移をいろいろ検討されてもらいたいと思つておるわけですが、この白書にありますが官公需連絡会議というのがあります。官公需をふやしていくという方向で連絡会議がこの白書の四百九十ページに書いてあるのですが、これには「連絡会議を定期的に開催して」、「中小企業への発注割合等の相互比較を行ない、その改善を図ることにしてはいる」、「その書いてあるわけですね。この連絡会議というものが強力に動いていただくと、もう少し中小企業の発注などもふえてくるのではないかと思つて、ただいま問題になつておるようなこともその中で論議されたと思つておるのですが、この会議の実態について、まず中小企業から説明を求めます。

○政府委員(影山衛司君) 各省庁との契約担当官の連絡会議は、これは予算がきまりましたときに必ずやつております。その他問題が起りましたらたばに連絡会議をやつておるわけでありまして、これはやはり契約担当官ベースの連絡会議でございまして、今後はこれを各省庁の局長ベースの連絡会議にしていただきたいと思つておるのですが、従来の効果を上げてきたように考へておるわけですね。それから地方局長の連絡会議、これは従来は行なつていなかったわけでありまして、今後これは予算もとれましたので、通産局別に連絡会議を開きたいと思つておる。

○小柳勇君 いまの通産省の出先機関の活動についてはいま述べられましたが、各通産局に設置された臨時不況対策相談室でいろいろ不況問題の相談にあつておることが報告されておるわけですが、この機能なりその活動状況なり、各地方公

共団体との連絡状況なり御報告を願ひたいと思つておる。

○政府委員(影山衛司君) この臨時中小企業不況対策相談室は、昨年来の不況におきまして、だんだんと中小企業だけでなく親企業自体、大企業自体も非常に不況に苦しみまして、下請等を中心とする中小企業者に対して発注も少なくなつてまいりました。それから不況時代に対処いたしまして関連連鎖倒産というものが起つてくるということで、個別に金融のめんどろをみる必要も起つてきたわけでありまして、そういう事態に対処するために、三木通産大臣から直接の御指示で各通産局に臨時中小企業不況対策相談室というものを設けてまして、先ほど申し上げましたように、不況対策としての金融のあつせん、受注のあつせんというものをやつておるわけでありまして、大体全般をならしまして、受注のあつせんが半分まではございまして、三、四〇％のところは実績がなつております。その中で官公需の受注の具体的なあつせんというものは、まだまだこれは少のうございまして、東京で四十年九月から四十二年三月までの間に四件、広島で一件、福岡で六件、計十一件というふうに、件数は非常に少のうございまして、今後とも通産局が中心になつて、そういう官公需についての受注のあつせんというものをひとつとめてまいりたいと思つておる。

○小柳勇君 地方機関との連絡は、各出先機関でないといけないようですから、この地方における連絡会議などの強力な活動を私も希望いたしておきたいと思つておる。

次に建設省のほうへ。同じ白書の中に、官公需受注増大のために、建設省に特にお願いしてあるのは、「国の発注する建設工事については、建設業者の級別格付けを行なつておるが、最近においては、上位業者が小規模の工事にまで進出して、中小企業者の受注機会を減少させておる傾向がみられる。」と、そこで、公共工事について、中小業者の受注機会が減少しないよう指導し、さらに発注

標準金額の増大について、中央建設業審議会にはかることとしてゐる。」、こゝういふふうに書いてあるのです。このところのあとのほうから先に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(志村清一君) 発注標準につきましても、昨年建設省の付属機関でございまして中央建設業審議会におきましていろいろ御議論いただいた結果、従来Aクラスが一億以上でございましたものを一億五千万円以上、それからBクラスが三千万円以上であったのを五千万円以上、Cクラスが一千万円以上であったのを一千万円以上、Dクラスが二百万円以上であったのを三百万円以上、Eクラスが二百万円未満であったのを三百万円未満といふふうに、発注標準を改訂いたしました。これに沿つて各発注者において措置をしていただくようにお願いいたしております。

○小柳勇君 それによつて各省に勧告することができ、この中央建設業審議会が、こゝういふ権限も建設業法によつてできるようですが、そゝういふような実績があるのかどうか、各省とは各省庁、公社、公団なども含んでおるのかどうか、そゝういふことをごさいますか、いかがでございますか。

○政府委員(志村清一君) 関係のある各省庁、公社、公団に対して、すべてこの勧告の趣旨を伝えております。

○小柳勇君 午前中の参考人の意見でもそうでありますし、私どもの調査でも各省庁の級別標準金額といふものは違ひのですね、級も違ひのですね、こゝういふものの統一まではなかなか困難でしうけれども、ある程度の基準をきめて、各省庁統一しておいたほうが業者としては便利なんです。大企業だけではないでございせん。これは大企業も中小企業もおのの建設省はこゝうだ、国鉄はこゝうだといふことでは困るのですが、これに対して建設省としてはどう考へておりますか。

○政府委員(志村清一君) この発注標準でございますが、発注者の性格によりましてだゞ違ひと

思います。たとえば地方公共団体等でございますと、一億五千万円以上はAクラスといひましても、一億五千万円以上の仕事はほとんどございせん。そゝういふ意味で、各発注主体に即応したような発注標準のランクがあるわけでございますが、しかし建設省とかその他大手の発注元であるところについては、特殊の事情でない限りは、おおむねこの標準によつてもらういふにお願いいたしまして、大体その線を進んでゐる、こゝういふふうに考へます。

○小柳勇君 国鉄のほう、いまの級別の標準といふものはどういふふうでしようか。

○説明員(仁杉巖君) 国鉄の土木建築工事でございますが、ランクづけは、A、B、Cと三つに分けております。Aは土木において五千万円以上の工事、それからBは三百万、Cがそれ以下、それ規定のたてまえとしたしましては、AクラスはB、Cまで下がり得る、BはCまで下がり得るといふふうなたてまえになつております。それから電気関係の工事につきましては、A、Bの二つのランクに分けてございまして、Aは金額に制限がございせんが、Bは放送、変電といふような種類の工事につきましては三百万円以下、そのほか電車線信号、電気通信、電灯、電話、こゝういふようなものにつきましては、Bは二百万円までといふようなランクに分けております。建設省のランクよりも少なく格づけをいたしておるということでございます。

○小柳勇君 通産大臣、きよりの午前中の参考人の意見の中にも、A、B、Cの級別の標準金額による工事で、大企業が地方に進出をしますと、地方では出張所、支店ですが、わずかの人間ですけれども、それが中央のランクでランクされながら工事を受ける持つ。それで中小企業の人はその下請にしかならぬといふ話があつたのでありますけれども、このA、B、Cなどにランクして、この登録申請しなければならぬかどうか、ここで厳しい選別をしなければならぬかどうかといふ点につ

ての論議がなされたことはございせんでしょうか。

○国務大臣(三木武夫君) 今度は公債を発行して、公共事業を積極的にやらうといふことでありますので、どうしても工事が多くなつてまいりますから、こゝういふ場合に、今度の分け方を、いままでは一億円くらいであつたのを一億五千万円にした。それは大手は参加してはいいけない。それをまた五つに分けたりして、少し金額も上げて、これには大手が参加してはいいけないといふことにしたのでありますから、非常にこれはやっぱり瀬戸山建設大臣の英断だと私は思ふのであります。いろいろな大手からも憲法違反であるといふような論議が出ておる。これはやっぱり大英断である。このことが下請でなしに、大手はこれに参加してはいいけないのですから、中小企業は受注量といふものが非常にやっぱりふえた。このことは佐藤内閣が中小企業対策に熱意を持つておる大きなやっぱり有力な証拠である、こゝういふふうに考へます。

○小柳勇君 わかりました。級別標準金額をきめておくのが中小企業育成のために非常にいいといふことはわかりました。

次はそれに関連いたしまして、そゝういたしますと、中央大手の大きな業者はAランクになりますと、これは九州、北海道にある支店なり出張所、これもAランクであるといふことは確認していいわけですね。建設省から……。

○政府委員(志村清一君) このランク制につきましては、各発注主体ごとによつておりますので、建設省におきましては各地方建設局が発注主体になつております。ただ管轄関係は本省でやつておりますが、一般土木等に関しましては各地方建設局が発注主体になつております。各地建ごとの格づけといふことになつております。また格づけの性格でございまして、先生御存じのとおり、ある地方建設局で格づけをいたします場合に、今年度中にどれくらいの仕事がどれくらいの数あるかといふことを一応調べます。そゝういたしますと、大きな仕事と小さな仕事、ちやうどピラミッド型に

なるわけでございます。それに対して各業者が指名願ひと申しまして、先生先ほど登録とおっしゃいましたが、そゝういふ登録の申請をいたします。それに順番をつけまして、大体相似形のピラミッドにいたしてランクづけをいたすわけでありまして。それでそのおのの階層に適合した仕事がおののに渡るといふ趣旨でございます。

○小柳勇君 中央におけるものと、今度は地方独自でまたランクづけしておるということではないでしよう。中央におけるところの業者の格づけはちやんときまつておりますね。資本金なり、従業員によつて格づけがきまつてますね。工事契約によつてきまつてます。その人が今度は地方にいったらまたBとか、Cとかになるということではないでしよう。

○政府委員(志村清一君) 建設省におきましては、いわゆる指名の登録でなく、業者の登録をいたしておりますが、その際いろいろ客観的な資料に基づきまして、おおむねどの業者は大体どのくらいの点数があるかといふふうなことを一応作業をしてございまして、各事業主体におきましても、そゝういふ客観的な標準による点数のほかに、その当該事業主体をつかみまして、工事の成績がどうか、あるいは労務管理がどうかであつたかといふような主観的な要素を加へましてランクづけをいたします。でございまして、建設省一本でランクをいたしておるわけではございません。各地方建設局、出先でございまして、そこでおののランクづけをしておるといふのが実態であります。

○小柳勇君 そこにはやはり問題があるのですがね、中央におけるAという大手建設業者が、それは今度は地方にいったら、今度はC、Dまででランクづけをされて、C、Dのほうまで仕事をやるというところが問題になるわけです。ですから中央における大手のAランクは、やはり地方に行つてもその支店や支社である。それはAランクにランクづけされておるのか、いまおっしゃつたC、Dまで客観的な情勢を考へてランクづけされておるのか

どうかということをお話は問題にしておるわけです。それをもう少し明確に。

○政府委員(志村清一君) おっしゃるとおり、おおむねAランクのものはAランクというふうに大體きまつております。ただA、Bの間にちやうど介在するようなものがあるところではA、あるところではBというふうに二つに分かれることはございますが、大體おおむねはAでございます。

○小柳勇君 その問題が将来中小企業組合をつくりました場合に、やはり少し抵抗になるようです。中央においてはAというランクづけで、地方に全部支店、出張所を持つておりますからね。ところが実際の人員配置というものは十人か二十人である。それが仕事は大きなAの仕事を取って、そしてその地方における業者を使つて仕事をやるわけです。そういういたしますと、もう組合も何も要らんわけですね。だからその中央におけるAという業者の出張所をAのランクにして、そのAが大きな仕事をするときには、全力を投入するということはわかります。ただそれを十人、二十人であるから、これはCである、Dであるというふうに下げておきまして、そして地方の中小企業と一緒に競争でやらせると、今度はいさとなつた場合に、中央からの資金あるいは人員によつて対抗いたしますから、地方のものなどはつぶれてしまいます。その点をどういうふうに建設省としてはランクをつけてふりいをかけておるかということをお聞かしておるのです。

○政府委員(志村清一君) 地方の営業所がたとえ十人であらうと五人であらうと、当該会社のランクづけでございますので、客観的標準は高いのでございまして、おおむねAクラスと考えられるものは、Aクラスに大體ランクづけされるのが通例でございます。そのちやうど間にありますものが、主観的要素で上がつたり下がつたりするということはおおむねございます。

○小柳勇君 第二は、共同請負制度の推進を聞いておきたいと思うのですが、各地方における共同請負制度の実態、それからその推進状況などにつ

いてお話を願いたい。

○政府委員(志村清一君) 都道府県あるいは私どもの出先でございます地方建設局、あるいは公団等で、四十年の実施状況を調べてまいつたのが最近まとまりましたので、それを申し上げますと、共同体制の成数でございますが、都道府県関係では八百六十二、実施いたしておる県が二十四でございます。それから地方建設局あるいは公団に登録されておりますのが六百九十六、あわせて千五百六十件程度、契約件数とその金額でございますが、都道府県関係が三千八百八件、約九十五億ほどでございます。それから地方建設局、公団関係が九百四十四件、約六十四億、合計いたしますと、三千九百九十四件、約六百五十四億程度の仕事をいたしておるわけでありまして、そこでこれらの企業体の成功がどうであるかという問題でございますが、私どもが入手しました資料によりますと、まあまあ普通通の状況だ、ただどうもまあ、非常にうまくいってないというのもございます、わずかでございまして、契約件数の一割に満たない程度でございまして、そういうものもございまして、そういった状況を考え合わせまして、今後の共同請負につきましましては、ちゃんと施工をりつぱにやるものは十分その組織を尊重してやっていくように、また、ただ入札の指名をしてもいいというのとだけで、人集めで協同企業体という名前を使うというふうなものには振落とすようにというふうな措置を、ただいま通知をいたしておる次第でございます。

○小柳勇君 それから建設省の最後の問題は、公共工事の前払い金制度がございまして、この公共工事の前払い金制度の活用状況についてお話を願いたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 公共工事の前払い保証制度でございますが、昭和四十年におきます保証実績でございますが、ただいま保証会社、北、東、西と三会社でございますが、その三社合わせまして、契約件数が約六万件でございます。金額にいたしますと、約二千八百億円の保証をいたし

ております。ただ最近、この前払いの保証に關することにつきまして、各公共団体の御理解が相当深まりました、前払い保証をするということに進んでおりますが、一部の大きな受注者におかれましては、まだ前払いの保証制度を利用されない向きがございまして、また町村工事等につきましても、財源等の関係もございまして、前払いの制度を利用しないところもございまして、逐次拡大していくような状況でございます。

○小柳勇君 建設省に、もう最後ですが、現在の契約方法なりあるいは入札などで、業者から問題になつておる点はないか、これは大企業、中小企業を問わず、現在のようないくつかの契約なりあるいは工事仕上がり検査などで不満なり陳情なり出しておるものはないか、特に業者団体などからそういう問題が出ておるのではないかと、これを最後に聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(志村清一君) 業界からはいろいろな要望が出ております。先ほど先生御質問がございました、たとえば指名願ひの登録の様式でございますが、これが各発注者によつて全部違つておつたわけでございます。そのために手間がたいへんでございまして、書き間違えて登録を受け付けていただけないというふうな事例もあつたわけでございます。私も皆さん方御相談いたしまして、この登録の系統の統一をいたしまして、関係各方面全部それを採用していただく、あて先はみんな違ひますからやむを得ませんが、少なくとも手続だけは統一するといふふうなことが進めております。またそのほかに、こまかい問題でございますが、地方公共団体の工事で入札保証金とか、あるいは契約保証金というものが地方自治法の改正で一応取るといふふうな問題等が出てきて、これは自治省の通達によりましてだいぶ緩和されたのでございまして、なお問題がございまして、これは指名をいたしたというふうなことでございまして、国などがやつておりますように、むしろこういつた保証金は必要なんじゃないかという御議論があつたわけでございます。業界からも要

請があつたわけでありまして、これにつきまして、自治省で新たに通知を出していただきました、当該公共団体の工事をやつた実績があつて、それをじやうずにやつたというものについてはこの保証金を免除するといふ通達であつたのを、もう少し広げまして、当該市町村でなくて、一般国なり公共団体に同様の仕事をやつて、じやうずにやつたという場合には、信用があるので、保証金を免除することができるといふふうな通達を交えてもらひまして、おおむね業界の意向が満足されたかと思ひます。また、契約制度自体につきましまして、いろいろむずかしい問題がございまして、それらにつきましまして、業界の一部には、場合によつては指名競争入札をもう少し改めて、制限付競争入札といふふうなことを考えたかどうか、しかし、いずれにしても、これはもう少しじっくり建設業の体質を考えていただかないとむずかしいというふうな御意見等もございました。これらをあわせまして、私どもといたしましては、現在建設省の付属機関でございます中央建設業審議会で、建設業全体にわたつて十分な御検討をお願いしておるという段階でございます。

○小柳勇君 次は、同じような問題ですけれども、国鉄にお伺ひしておきたいと思ひます。三十八年の数字はわかりましたが、官庁及び地方公共団体に対しまして、公社、特にこれは国鉄ですけれども、ほかの公社はどうかよくわかりませんが、公社、公団は大体どういふふうなパーセントではないかと思ひます。この法律ができますと、将来中小企業に対してもう少し育成する方向で発注していただきたいと思つておるのですけれども、現状についての見解を伺ひたい。

○説明員(仁杉肇君) 数字は先ほど申し上げた通りでございますが、先ほど建設省のほうから御説明がございましたように、中央建設業審議会からの勧告が私の手元に参つております。なお、公共事業の促進を現在大蔵省が中心になつておやりになつておりますが、その席上におきましても、

大蔵大臣からの御意向として、でき得る限り中小企業を活用するようにという御趣旨がございました。国鉄といいたしましては、この趣旨に従って指導をいたしておるのでございますが、ただ、国鉄の工事におきましては、これは土木建築、電気ともにござりますが、多少特質がございまして、数多くの工事が現在線のすぐそばで行なわれ、数多くの特殊な条件がございます。これは山の中でありまして、あるいは広い公園の団地をやるというふうな場合と違ひまして、御承知のとおり列車の安全という面から事故防止ということに非常に関心をいたしております。この面におきまして、やはり大企業と中小企業とは、人的要素におきまして、機械施設等におきましても差がございまして、実質的に出てまいります事故件数も、中小企業の場合には大企業に比べて多いというふうな事例もございます。そういうようなことがございまして、発注する側といたしましては、特に国鉄におきましては、地方工務局長あるいは管理局長に契約担当役を総裁から権限を委譲しているわけでございますが、この責任者が、大企業のほうが手がかからないというふうな点がありまして、どうも大企業に偏する傾向があるのは事実でございます。しかし、まあこの安全は、これはどうしても確保しなければならぬという至上の命令でもございまして、その辺の調整が、かなり先ほど申しました、山の中の仕事であるとか、あるいは団地造成、あるいは団地におけるアパートの建設というふうなものに違ひまして、なかなか中小企業のはうにいく比重を高くするということがかなりむずかしい要素がございます。

それからもう一つ問題といたしまして、ただいま第三次計画をやりまして、土木、建築、電気ともどもに全国にわたって、かなり大型な工事が発注をされております。それでこの工事が昔のようには、比較的小さい工事をいじるといふような場合には、比較的小さい工事でございまして、中小企業の方に御担当いただく部分が多いのでございまして、大型の工事になりますと、やはりトンネル

であるとか橋梁であるとかというふうな大型の機械を使うというふうな工事がふえてまいりますので、どうしても全体の発注金額に対する大企業の請負りという要素の多い仕事が増えてくる。決して中小企業のはうの仕事を減らすということではないのでございまして、ふえませんが、ふえ方が大企業に適したと申しますが、向きの仕事は比較的多くなってくるというので、パーセンテージが大企業のはうに片寄るといふような問題点もございます。

もう一つ、これはとかく誤解があるのでございしますが、いまこれだけ全国でいろいろな工事をいたしておりますと、われわれの発注能力という面から考えまして、たとえここに十億という工事があるといいたします。これは十億という単位で工事をやるのがいろいろな運用面から考えて適切であるという場合がございしますが、しかしその発注のしかたといいたしまして、当初五千万円の下水道の工事をまず発注をする、しかしその工事が始まりますと、大部分の工事がその業者がやらざるを得ないというふうな事態がある場合がございます。こういう場合には、次々と出る工事が大企業にくという形では、統計をとりますと、小さい工事を大業者が請負ったというふうなことが出てまいる場合がございます。こういう場合は、われわれのはうの発注の書類をつくる能力とにらみ合わせながら出してまいりますので、こういうかっこうになる場合があるわけがございます。こういう点でなかなかむずかしい面もございしますが、先ほど申しましたように、建設省の御指導、あるいは大蔵省、大蔵大臣の御指示、さらにいまのこの法律のような趣旨もございますので、地方におきまして適正な規模の工事につきましては、できるだけ地方業者にやっていただくように、ことに指名等の組み合わせにおいて、大業者と中小業者を組み合わせるといふようなことは、とかく大業者に仕事の流れる傾向がございしますので、厳に戒めまして、なるべく中小業者を組み合わせる指名をす

るというふうな方向を指示いたしていただいております。なお、先ほど資料のほうのパーセンテージで、かなり大業者のほうの比重が高いように出ておりますが、実はこの中に石炭であるとか、あるいは車輦であるとか、あるいは車輦用部品、これは車輦であるとかあるいはレールであるとかいうようなもの、あるいは橋げた、セメント、こういうようなものが非常に大きなパーセンテージを占めておりますが、これがみな大業者の発注になりますので、その辺にウエイトがかかりますために、数字上からはいまのように出ておりますが、なおよく調べてはございせんが、中小業者でもよいような仕事に對しましては、かなりの比重で中小業者に仕事が行なわれては、かなりのお考え願いたいと思つております。

六月三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、九州地区セメントがわら調整規則の実施事務等調査に関する請願(第二六六二号)
第二六六二号 昭和四十一年五月二十五日受理
九州地区セメントがわら調整規則の実施事務等調査に関する請願
請願者 香川県高松市天神前一ノ一
五大和スレート株式会社取締役
社長 浅田繁一
紹介議員 平井 太郎君
左記事項につき憲法第六十二条による厳格な国政調査をすみやかに行なわれたい。
一、九州地区セメントがわら調査規則の実施事務について
二、九州地区セメントがわら調査規則の数次にわたる改正について
理由
一、該調整規則は、規制命令の実施に関する事務を九州地区内の一部業者によつて組織されている九州地区セメントがわら工業組合に委託したので、組合はその権限を悪用し、組合員外業者の営業に不当な圧迫を加えて間接に組合員外業者の利益を擁護するだけでなく、「中小企業団体の組織に関する法律」第六十五条によつて徴収を認められたる大きな額にのぼる手数料を不当に濫用して一部の者の利益を図つていふ疑いが濃厚である。
二、本件調整規則は、法第六十四条の規定に反し、規則実施にかかわる事務の処理を全部包括的に業者組合に委託するといふ違法行為をしていふ。これが前記のような権限悪用の因をなしている。
三、九州地区セメントがわら工業組合の証紙販売高はばく大な額にのぼり、それが国庫に納付されず組合によつて費消され、使途が不明瞭であるとの風評がある。
四、該調整規則は、六回にわたつて改正されているが、当初定められた有効期間の経過によつて

と云うふうな方向を指示いたしていただいております。なお、先ほど資料のほうのパーセンテージで、かなり大業者のほうの比重が高いように出ておりますが、実はこの中に石炭であるとか、あるいは車輦であるとか、あるいは車輦用部品、これは車輦であるとかあるいはレールであるとかいうようなもの、あるいは橋げた、セメント、こういうようなものが非常に大きなパーセンテージを占めておりますが、これがみな大業者の発注になりますので、その辺にウエイトがかかりますために、数字上からはいまのように出ておりますが、なおよく調べてはございせんが、中小業者でもよいような仕事に對しましては、かなりの比重で中小業者に仕事が行なわれては、かなりのお考え願いたいと思つております。

と云うふうな方向を指示いたしていただいております。なお、先ほど資料のほうのパーセンテージで、かなり大業者のほうの比重が高いように出ておりますが、実はこの中に石炭であるとか、あるいは車輦であるとか、あるいは車輦用部品、これは車輦であるとかあるいはレールであるとかいうようなもの、あるいは橋げた、セメント、こういうようなものが非常に大きなパーセンテージを占めておりますが、これがみな大業者の発注になりますので、その辺にウエイトがかかりますために、数字上からはいまのように出ておりますが、なおよく調べてはございせんが、中小業者でもよいような仕事に對しましては、かなりの比重で中小業者に仕事が行なわれては、かなりのお考え願いたいと思つております。

と云うふうな方向を指示いたしていただいております。なお、先ほど資料のほうのパーセンテージで、かなり大業者のほうの比重が高いように出ておりますが、実はこの中に石炭であるとか、あるいは車輦であるとか、あるいは車輦用部品、これは車輦であるとかあるいはレールであるとかいうようなもの、あるいは橋げた、セメント、こういうようなものが非常に大きなパーセンテージを占めておりますが、これがみな大業者の発注になりますので、その辺にウエイトがかかりますために、数字上からはいまのように出ておりますが、なおよく調べてはございせんが、中小業者でもよいような仕事に對しましては、かなりの比重で中小業者に仕事が行なわれては、かなりのお考え願いたいと思つております。

と云うふうな方向を指示いたしていただいております。なお、先ほど資料のほうのパーセンテージで、かなり大業者のほうの比重が高いように出ておりますが、実はこの中に石炭であるとか、あるいは車輦であるとか、あるいは車輦用部品、これは車輦であるとかあるいはレールであるとかいうようなもの、あるいは橋げた、セメント、こういうようなものが非常に大きなパーセンテージを占めておりますが、これがみな大業者の発注になりますので、その辺にウエイトがかかりますために、数字上からはいまのように出ておりますが、なおよく調べてはございせんが、中小業者でもよいような仕事に對しましては、かなりの比重で中小業者に仕事が行なわれては、かなりのお考え願いたいと思つております。

当然に失効しているものを改正する余地はない。もし調整規則の失効後もなおその規制を継続する必要があるならば、通産大臣は改めて法所定の手続きに従い、告示、聴聞を行ない、広く一般の意見をきいた上で新たな規則としてこれを定めるべきである。

五、右のような手続きによらず、当然に失効した調整規則についてその期間に関する条項のみを改正することによつてその効力を存続するものとし、これを根拠として行なわれている現在の規則は、まづたゞ違法である。

六、セメントがわら厚型スレート業者に対し設備新設の制限又は禁止を規制することは違法である関係上、九州地区セメントがわら調整規則も正面から設備新設の制限又は禁止はしていないが、本調整規則が本年七月の有効期間到来の後も七度改正されて将来に続けられることになれば、それは実質上は設備の新設を禁止するとまづたゞ同一の結果となる。

七、請願人は昭和四十年七月福岡市横浜字大正開に福岡工場を新設し、厚型スレートの製造開始を企画しているが、組合は調整規則による生産数量の割当を極度に制限することによつて工場の作業開始を不能にしている。

八、もし本年七月以後も調整規則の改正によつて規制が継続されることになれば、請願人の新設工場は半永久的に操業不可能になる。設備新設の制限禁止をせずに、ばく大な費用を投じて新設した設備に対してその操業を不可能にする規制を行なうことは不合理もはなはだし。

九、該調整規則による規制を数年間にわたつて継続すること、また本規則の数次にわたる改正は、行政庁が国会の定めた法によつて許された権限をこえて、人民の基本権を制限しようとする官僚的悪習の露頭であつて、單なる法令解釈上の誤りとして看過することを許されない問題である。